

障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に 関するQ&A 一覧

本資料は、令和6年6月10日時点までにこども家庭庁が発出した障害児支援（障害児相談支援を除く。）に係るQ&Aについて、お示した内容ごとに並べ替えて一覧化したものです。

目次

【障害児支援共通】	17
＜個別支援計画書＞	17
（個別支援計画書）※基準関係	
問 個別支援計画書の障害児相談支援事業者への交付は、個別支援計画書の更新毎に行えば良いのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問39】	17
＜常勤・常勤換算＞	17
問 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について、常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱ってよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問1】	17
問 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問2】	17
問 看護師・理学療法士・作業療法士等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問3】	18
問 常勤の職員については、有休休暇の取得等により必ずしも事業所に置くことができない日が生じうるが、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問4】	18
問 児童発達支援管理責任者が常勤で1人配置されている児童発達支援事業所において、児童発達支援管理責任者が労働基準法等で定める休暇を取得する日には、当該職員とは別に、常勤の児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問5】	19
＜基本報酬＞	20
（基本報酬）	
問 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、時間区分が創設されたことに伴い、同一日に複数の障害児通所支援に係る報酬の算定が可能となるのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問1】	20
（基本報酬）	
問 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、時間区分が創設されたことにより、送迎時間は支援の提供時間に含まれるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問2】	20
（基本報酬）	
問 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合（計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合）には、基本報酬の算定の取扱いはどのようになるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問3】	20
（基本報酬）	

問 個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問4】	21
(基本報酬)	
問 「個別支援計画において定めた提供時間」とは、基本報酬の時間区分(例えば「1時間30分超3時間以下」等)ではなく、支援に要する具体的な提供時間(例えば「2時間30分」等)を定める必要があるということか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問5】	22
(基本報酬)	
問 「支援の提供時間(個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間)を個別支援計画に定めること」とされているが、時間区分が創設されていない、主として重症心身障害児や保育所等訪問支援等についても、同様に支援の提供時間を個別支援計画に定める必要があるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問6】	22
(基本報酬)	
問 30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で、市町村が認めた場合に限り算定可能とされているが、算定可能と認められる理由として、他にどのようなものが想定されるか。.....	23
また、この場合の請求手続きは、事前に事業所から自治体に請求の可否を確認した上で行うということか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問7】	23
(基本報酬)	
問 台風等悪天候時に、児童の安全を確保するため、事業所の判断で提供時間を変更し、個別支援計画に定める提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定める時間で算定できるものと考えて良いか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問1】	23
<多機能型>	23
問 多機能型として実施する場合、サービスごとに利用定員を設定しなければならないのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問6】	24
問 新規に同一敷地内において、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援(利用定員5人)と重症心身障害児以外の障害児を通わせる放課後等デイサービス(利用定員10人)を行う場合、報酬を算定する定員規模の取扱いはどうなるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問7】	24
問 児童発達支援事業所において、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援(5人)と重症心身障害児以外の障害児を通わせる児童発達支援(10人)を行う場合、報酬を算定する定員規模の取扱いはどうなるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問8】	25
<共生型>	25
問 介護保険の通所介護(デイサービス)と放課後等デイサービスの時間帯を分けて提供することは共生型サービスになるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問9】	25
問 共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問10】	26

＜基準該当＞	26
問 基準該当通所支援事業所の基本報酬区分（Ⅰ）と（Ⅱ）の違いは何か。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 11】	26
＜児童発達支援管理責任者＞	26
問 児童発達支援管理責任者は、他の職員との兼務は可能か。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 12】	26
＜自己評価・保護者評価＞	27
問 自己評価結果等の公表状況についてはどのように行うのか。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 13】	27
＜複数減算＞	27
問 児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算の減算事由に該当した場合には、それぞれに適用しなければいけないのか。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 14】	27
＜定員超過減算＞	28
問 定員超過は、そもそも指定基準上「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能とされているが、こうしたやむを得ない事情によって定員超過をした日であって、「過去3ヶ月の利用人数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超え」ておらず、「1日の利用人数が利用定員の150%を超え」ていない場合にも、定員超過減算を算定する必要があるのか。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 15】	28
問 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 16】	28
問 定員超過している場合（定員超過減算にならない場合）に、利用人数に応じた児童指導員等が配置されていない場合は、児童指導員等の人員欠如減算を算定する必要があるのか。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 17】	29
問 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、どのような理由が「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。【令和6年5月17日発行 Q&A 問 18】	29
＜家族支援加算＞	30
（家族支援加算）（※障害児入所も共通）	
問 居宅を訪問して相談援助等を行う場合について、極めて短時間の場合（例えば10分程度の相談援助）であっても「所要時間1時間未満」として算定することが可能か。【令和6年3月29日発行 Q&A VOL1 問 28】	30
（家族支援加算）（※障害児入所も共通）	
問 支援に当たる者は、「指定通所（入所）基準により置くべき従業者」であることが	

求められるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 29】	30
(家族支援加算) (※障害児入所も共通)	
問 障害児本人が不在の中、保護者やきょうだいに対して相談援助を行った場合は算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 30】	31
(家族支援加算) (※障害児入所も共通)	
問 グループの支援について、ペアレントトレーニングの一環として、講師を招いて講座を行う場合や、ピアの取組の一環として、保護者会を行う場合に、算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 31】	31
(家族支援加算)	
問 同一の児童に係る算定回数は通算し、その合計数は月4回を限度とするとされているが、「同一の児童」とは「サービスを利用している児童」ということでよいか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 32】	31
(家族支援加算)	
問 個別支援計画作成後のモニタリングにおける保護者との面談についても算定対象となるか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 2】	31
(家族支援加算)	
問 家族支援加算 (Ⅰ) について、障害児に対して、通所による支援が行なわれていない日にも算定することができるが、事業所が保護者に対して相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に障害児が通所した場合 (例えば、午前中に保護者が A 事業所で相談援助を受け、午後に障害児が B 事業所で通所による支援を利用するような場合) も算定は可能か。また、家族支援加算 (Ⅱ) についても同様と考えて良いか。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問 2】	32
(家族支援加算)	
問 同一日に2つ以上の事業所において、家族支援加算 (Ⅰ) の算定に係る相談援助を行った場合 (例えば、保護者が A 事業所において午前中に対面で相談援助を受け、午後は B 事業所において対面で相談援助を受けた場合) には、両事業所で相談援助に係る加算を算定できるものと考えて良いか。また、家族支援加算 (Ⅱ) についても同様と考えて良いか。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問 3】	32
(家族支援加算)	
問 障害児が支援を受けている時間帯に、基準の人員として配置されている児童指導員又は保育士により、家族支援加算 (Ⅰ) 又は家族支援加算 (Ⅱ) の算定に係る相談援助等を行うことは可能か。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問 4】	32
<強度行動障害児支援加算>	33
(強度行動障害児支援加算)	
問 実践研修修了者や中核的人材研修修了者 (※放課後等デイサービスのみ) について、常勤や常勤専従ではない単なる配置でも算定が可能か。また、管理者や児童発達支援管理責任者が実践研修修了者である場合に算定は可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 18】	33
(強度行動障害児支援加算)	
問 今回の改定で、要件が、基礎研修修了者による支援から、実践研修修了者の支援計画シート等に基づく支援になるなど、要件や単位数が大きく見直されたが、一定期間、改定前の要件による評価を受けられるなど、経過措置は設定されているか。また、新たに設けられた加算の開始から90日以内の期間についての500単位の	

加算について、改定前の強度行動障害児支援加算を算定していた場合、その起算点 はいつからとなるか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問5】	33
(強度行動障害児支援加算)	
問 「加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間」の加算について、利 用を終了した児童が再度利用開始した場合も、算定可能か。【令和6年4月12日発 出Q&A VOL2 問6】	34
【児童発達支援・放課後等デイサービス関係】	34
<共通（主として重症心身障害児を通わせる事業所）>	34
問 主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、従業者は専従である必要があ るのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問19】	34
<共通（開所時間減算）>	34
問 開所時間減算の対象には、加算は含まれるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問20】	35
問 放課後等デイサービスは開所時間減算の対象となるのか。【令和6年5月17日発 出Q&A 問21】	35
<共通（欠席時対応加算）>	35
問 A事業所を欠席した障害児が、同日にB事業所に通所した場合において、A事業 所は欠席時対応加算を算定できるのか。また、B事業所は基本報酬等を算定できる のか。【令和6年5月17日発出Q&A 問22】	35
<共通（中核機能強化（事業所）加算）>	36
(中核機能強化（事業所）加算)	
問 加配される中核機能強化職員の要件として、①理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、②その資格取得 又は任用後、障害児通所支援等の業務に5年以上従事したものであることが求めら れているが、②の業務の経験は、①の資格や職務に係る業務に限定されない（※） と考えてよいか。 (※)例えば、看護師免許を取得後、障害児通所支援事業所に児童指導員として2 年間、看護職員として3年間従事した場合も算定可能か。【令和6年3月29日発 出Q&A VOL1 問8】	36
(中核機能強化（事業所）加算)	
問 加配される中核機能強化職員について、「支援を提供する時間帯は事業所で支援 に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援 にあたることを可能とする」とされているが、支援を提供する時間帯に地域支援に 当たるうえで、具体的にどのような体制を確保することが求められるのか。【令和 6年3月29日発出Q&A VOL1 問9】	36
<共通（児童指導員等加配加算）>	36
(児童指導員等加配加算)	
問 加配される職員について、「サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあ たることを基本とする」とされているが、サービス提供時間帯を通じて事業所に配	

置することを求める現行の児童指導員等加配加算の取扱いを変更するものではないと考えて良いか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問10】	37
(児童指導員等加配加算)	
問 経験年数を確認するため、実務経験証明書(原本)の提出は必須か。証明元の都合(廃業等)により実務経験証明書が交付されない場合、他の手段により確認することは可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問11】	37
(児童指導員等加配加算)	
問 児童福祉事業の経験年数について、児童福祉事業の範囲を明らかにされたい。幼稚園や認定こども園の経験は入るのか。また、今回特別支援学校免許取得者が「児童指導員等」に追加されたが、学校の経験は入るのか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問12】	38
(児童指導員等加配加算)	
問 児童福祉事業の経験年数について、年数としてカウントするための配置要件や日数要件はあるか。例えば非常勤で、月1日でも勤務したら「1年」とカウントできるのか。また、資格取得やその職種で配置される以前の経験をカウントすることは可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問13】	39
(児童指導員等加配加算)	
問 一体的に行う多機能型事業所において、同一の従業者が両事業に従事する場合、児童指導員等加配加算における「専従」要件の取扱い如何。【令和6年5月2日発出Q&A VOL3 問5】	39
(児童指導員等加配加算)	
問 本加算の算定に当たって加配する人員が管理者と児童指導員を兼務している場合、「常勤・専従」の区分での算定が可能か。【令和6年5月2日発出Q&A VOL3 問6】	40
問 児童発達支援管理責任者(児発管)が休暇により出勤していない場合、児童指導員等加配加算の算定上、児発管の欠如とは考えない(児童発達支援給付費等の算定に必要となる従業者の員数が満たされている)という理解で良いか。【令和6年5月17日発出Q&A 問23】	40
問 午前中に機能訓練があり、午後は機能訓練がない場合に、午後の時間については機能訓練担当職員を児童指導員等加配加算の常勤換算の時間に含めることができるか。【令和6年5月17日発出Q&A 問24】	41
(児童指導員等加配加算)	
問 児童指導員等加配加算について、加配職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。【令和6年6月6日発出Q&A VOL5 問3】	41
<共通(専門的支援体制加算〔旧・専門的支援加算〕)>	41
(専門的支援体制加算)	
問 専門的支援体制加算について、専門職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問14】	42
(専門的支援体制加算)	

問 専門的支援体制加算で保育士及び児童指導員に求められている経験年数における「児童福祉事業」は、児童指導員等加配加算における「児童福祉事業」と同じで良いか。教育の経験は含まれるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 15】	42
(専門的支援体制加算)	
問 専門的支援実施計画について、具体的にどのような項目を記載することが求められるのか。また、個別支援計画と一体的に作成することは可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 16】	42
(専門的支援体制加算)	
問 専門的支援は、1対1の個別支援により実施することが必要か。また、理学療法士等が対象児の支援時間を通じて直接支援を行うことが必要か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 17】	43
問 専門的支援体制加算について、心理担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 25】	43
<共通(子育てサポート加算)>	43
(子育てサポート加算)	
問 きょうだいと同じ事業所を利用しており、同日に同一の場で支援を受けた場合はそれぞれ算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 33】	44
<共通(看護職員加配加算)>	44
問 主として重症心身障害児を通わせる事業所における児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護の多機能型において、報酬における看護職員加配加算の算定要件となる障害児の数について、障害者の数を合算してもよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 26】	44
問 医療的ケア児が当日欠席しても、看護職員を配置したならば、常勤換算の時間に含めて良いか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 27】	44
<共通(専門的支援実施加算)>	45
(専門的支援実施加算等)	
問 専門的支援実施加算等の加算の算定に当たって、配置すべき従業者に常勤換算による配置が求められていない場合において、外部から派遣された者によりこれらの加算の算定に要する所定の支援を行った場合であっても、これらの加算を算定できるか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問 9】	45
(専門的支援実施加算等)	
問 専門的支援実施加算等で示されている1月当たりの算定回数の上限は、事業所間で通算されず、事業所ごとに上限回数をカウントしてよいか。【令和6年6月6日発出 Q&A VOL5 問 4】	45
(専門的支援実施加算等)	
問 児童発達支援管理責任者が欠如している状態において、専門的支援実施加算の算定は可能か。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問 1】	46
<共通(人工内耳装用児支援加算)>	46
(人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)	

問 例えば、人工内耳を装用し、身体障害者手帳2級以上に該当する児童の場合、要件を満たしていれば「人工内耳装用児支援加算」と「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」を同時に算定することが可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問25】

（人工内耳装用児支援加算）

問 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）（放課後等デイサービスにおいては人工内耳装用児支援加算）は、言語聴覚士を1以上配置とされているが、これは、言語聴覚士の配置形態や勤務日数に関わらず、本加算の対象となる障害児が利用をする日及びサービス提供時間帯に、言語聴覚士が配置されていれば算定可能と考えて良いか。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問5】

<共通（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）>

（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

問 対象となる児の判定において、手帳の交付を受けていることは必須の要件か。また、留意事項通知で定められている手帳の等級は、総合的な判定による等級でよいか、あるいは、視覚、聴覚又は言語機能を理由として、それぞれの等級である必要があるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問26】

（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

問 対象児は手帳の要件を満たしているが、配置された専門人材によるコミュニケーション支援が不要の場合（例えばテクノロジーの活用などにより別途の手段でコミュニケーションを図っている場合）に、本加算の算定は可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問27】

（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

問 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算について、受給者証への記載がないと算定できないのか。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問6】

<共通（入浴支援加算）>

（入浴支援加算）

問 浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていることが要件とされているが、このほか浴室面積等の設備に係る具体的な要件はあるのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問20】

（入浴支援加算）

問 浴室や浴槽、入浴機器は、事業所に備えていなければならないか。例えば隣接する他の事業所や、近隣の他の事業所の設備を利用した場合の算定は認められるか。また、湯舟ではなく、ミスト浴やシャワー浴、清拭は認められるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問21】

（入浴支援加算）

問 入浴に係る費用について、保護者から実費として支払いを受けることは可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問4】

（入浴支援加算）

問 入浴支援加算の月8回の算定上限は、事業所間で通算されるのか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問8】

<共通（医療連携体制加算）>

問	医療機関等との連携に当たり、看護職員の訪問について医療機関と文書により契約を締結することが必要か。また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定していて、看護職員の範囲はどのように考えればよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 28】	50
問	利用者に対する看護の提供時間によって、医療連携体制加算の報酬区分が異なるが、この看護の提供時間はどのように考えるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 29】	50
問	医療連携体制加算の必要性によって報酬区分が異なることにより、医師からの指示があれば医療的ケアを必要としない利用者に対する看護についても加算の算定が可能であるが、バイタルサインの測定のみを行う場合も加算の対象となるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 30】	52
問	主治医からの医療的ケアの実施に係る指示を受けている利用者について、看護職員が事業所を訪問したが、サービス利用日に結果的に医療的ケアを行う必要がなかった場合は、加算の算定はできないのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 31】	52
問	1人の看護職員が看護を提供可能な利用者数は、報酬区分によって8人又は3人とされているが、9人又は4人以上の利用者に対して看護を提供した場合については、どのように取り扱うのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 32】	52
問	多機能型事業所の場合、加算の対象となる利用者の人数はどのように考えるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 33】	53
問	看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員1人に対し1日につき算定可能な報酬区分の取扱いについて、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合はどのように請求すればよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 34】	53
問	看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う場合、当該看護職員が同一時間帯に看護の提供を行う事は想定されるか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 35】	54
	(医療連携体制加算Ⅶ)	
問	主として重症心身事業所の基準人員である看護職員が、認定特定行為業務従事者の認定を受けた場合、加算対象となるのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 19】	54
	<共通(送迎加算)>	54
問	放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 36】	54
問	病院や日中一時支援事業所への送迎、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎についても、送迎加算の算定対象となるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 37】	55
問	1回の送迎につき、10人の送迎を行っているが、そのうち1人について、同一敷地内への送迎を行った場合、全員について所定単位数の70%を算定するのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 38】	56
	(送迎加算)	
問	医療的ケアを必要とする重症心身障害児に対して看護師が付き添いで送迎を行った場合には、重症心身障害児及び医療的ケア児のいずれの区分も算定可能か(40単位+40単位で80単位とすることが可能か)。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1	

問 22】	56
(送迎加算)	
問 医療的ケア児の送迎について、送迎時に医療的ケアの対応が見込まれない場合についても、看護職員等の付き添いは必須か。	
また、看護職員等を配置していない場合や、送迎の際に看護職員等が同乗しない場合、医療的ケア児の区分の送迎加算の算定は可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 23】	56
(送迎加算)	
問 医療的ケアスコア 16 点以上の行為を必要とする重症心身障害児を送迎する場合であって、医療的ケアスコアの点数が受給者証に記載されていない場合に、医療的ケアスコアが 16 点以上であることを確認するため、市町村において医療的ケアスコアを記載した受給者証を発行する必要があるか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問 7】	57
<共通（延長支援加算）>	57
(延長支援加算)	
問 個別支援計画に位置付けた支援時間（例：14:00～17:00 の3時間）について、利用者都合により開始時間が遅れた（例：15:00 から利用開始）場合、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援（例：17:00～18:00）はどのように取り扱うか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問 1】	57
(延長支援加算)	
問 支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合（例：9:00～11:00 を延長支援時間、11:00～17:00 を支援時間としていたが、10:45 に体調不良で急遽帰宅した）、どのように報酬を算定するか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問 2】	58
(延長支援加算)	
問 営業時間外においても延長支援加算が算定できるのか（例：9時～16時が営業時間であるが、8時から9時の1時間延長支援を行った場合に、1時間分の延長支援加算が算定できるのか）。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問 3】	58
(延長支援加算)	
問 支援時間の前後1時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して2時間以上（123単位）の区分で算定するのか、それとも前1時間（92単位）・後1時間（92単位）の両区分をいずれも算定するのか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問 4】	58
<共通（関係機関連携加算）>	59
(関係機関連携加算)	
問 電話により情報交換を行った場合は算定可能か。また、個別事案を事例としながら、地域の課題や支援体制などを議論・検討する会議に参加した場合に、本加算は算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 34】	59
(関係機関連携加算)	
問 関係機関連携加算は（Ⅰ）～（Ⅲ）において同一月内の実施による算定の可否等の併算定ルールがあるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 35】	59
(関係機関連携加算)	

問 関係機関連携加算（Ⅱ）は、障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合にも算定可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問36】 60
（関係機関連携加算）

問 関係機関連携加算（Ⅲ）の連携先が、「児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関」とされているが、その他の関係機関として想定される機関は何か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問3】 60

<共通（事業所間連携加算）>..... 60
（事業所間連携加算）

問 セルフプランにより利用される事業所の全てが同一法人による運営の場合、事業所間連携加算は算定できないとされるが、例えば同一法人運営の事業所が2、その他の法人による事業所が1の場合、同一法人運営の事業所はそれぞれの事業所で事業所間連携加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）を算定可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問37】 61

<共通（保育・教育等移行支援加算）>..... 61

問 保育・教育等移行支援加算について、1度退所した障害児がやむを得ない事情により同じ事業所に通所し、再度移行支援を行って保育所等に通うこととなった場合にも、保育・教育等移行加算を算定できるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問39】 61
（保育・教育等移行支援加算）

問 退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った際に算定することを考慮し、退所後に障害児通所支援の利用が終了する児童に対して、一定期間のサービス有効期間を用いる必要があるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問38】 61

<児童発達支援>..... 62
（専門的支援実施加算）

問 児童発達支援センターで、「治療が必要な肢体不自由児」に、治療以外に計画的に個別的な支援を行う場合、加算の対象となるか。

また、専門的支援実施加算について、治療を行う児童発達支援センターにおいて、診療所の人員として配置している理学療法士等が、治療対象とならない児（肢体不自由児以外）に対して専門的支援を行うことは可能か。可能な場合、「治療」と「専門的支援」の実施時間に応じた勤務体制を示す必要があるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問40】 62

（個別サポート加算Ⅰ）

問 対象となる児のうち、「重症心身障害児」以外については、手帳の交付を受けていることが算定の要件であり、診断書等は要件にならないものと考えて良いか。また、身体障害については、肢体不自由に限らず、内部障害等も対象になると考えて良いか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問43】 62

（一元化）

問 福祉型の3類型（障害児、主として難聴児、主として重症心身障害児）が一元化されることになるが、同一敷地内で障害児の児童発達支援センターと、主として難聴児の児童発達支援センターを運営していた場合、一元化後は、一つの児童発達支援センターとして運営しなければならないか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1

問 41】	62
(一元化)	
問 児童発達支援センター類型の一元化により、肢体不自由児通所医療の受給者証への記載内容「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に変更があるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 42】	63
<主として難聴児経過的児童発達支援給付費>	63
(人工内耳装用児支援加算)	
問 旧主として難聴児の児童発達支援センター（主として難聴児経過的児童発達支援給付費を算定する旧基準により運営するセンター）において、人工内耳装用児支援加算を算定する場合、言語聴覚士の配置の要件については基準として求められる人員（言語聴覚士4以上）の配置をもって満たすことが可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 24】	63
<放課後等デイサービス>	64
問 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 40】	64
問 事業所の中に、休業日に利用している障害児と授業終了後に利用している障害児がいる場合、報酬はどうか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 41】	64
問 訪問教育を受けている障害児の場合、放課後等デイサービスの対象となるのか。対象となる場合、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合、報酬はどうか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 42】	64
(個別サポート加算 (Ⅰ))	
問 個別サポート加算Ⅰについて、ケアニーズの高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合の30単位の加算について、強度行動障害児支援加算を算定している場合にも算定可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 7】	65
(個別サポート加算 (Ⅲ))	
問 本加算の対象となる不登校の状態にある障害児は、事業所が判断すれば足りるのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 49】	65
(自立サポート加算)	
問 本加算の対象となる進路を選択する時期にある児童について、高校2年生・3年生を基本とするとされているが、例えば同様に進路を選択する時期であり、学校卒業後の生活を見据えた支援が必要な、中学校卒業後に進学しない児童や、高校を中退する予定の児童も対象となり得るか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 48】	66
(通所自立支援加算)	
問 極めて近距離の通所は対象外とされているが、対象外となる場合の具体的な基準はあるか。例えば徒歩5分程度の距離の場合や、目視できる近距離ではあるが横断歩道をわたるなど支援の場面がある場合などはどうか。 また、居宅や学校から事業所への道のり全てにおいて支援を要するのか。例えば、学校から学校の送迎バスで近所のバス停まで送迎され、当該バス停から事業所まで通所自立支援を行った場合、算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 44】	66

（通所自立支援加算）	
問 職員が付き添う場合、当該職員の乗車料金等を保護者から実費で徴収することは可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 45】	66
（通所自立支援加算）	
問 徒歩又は公共交通機関以外の通所手段、例えば自転車で通所する場合にも本加算の算定は可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 46】	67
（通所自立支援加算）	
問 通所自立支援を行う場合に従業者が付き添うことを必要としているが、指定基準により置くべき従業者に限るのか。また従業者の資格要件等の定めはあるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 47】	67
（通所自立支援加算）	
問 通所自立支援加算による通所自立支援を行った時間（送迎に同行して支援を行った時間）は、放課後等デイサービスの提供時間に含まれるのか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 8】	67
【居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】	68
<共通>	68
問 保育所等訪問支援（居宅訪問型児童発達支援）の職員は、兼務は可能か。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 43】	68
（基本報酬）	
問 保育所等訪問支援において、30分未満の支援提供は原則基本報酬の算定対象外となったが、同一日同一の時間帯に同一の場所で複数の障害児に支援する場合には、それぞれ30分以上の支援提供が行われる必要があるのか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 9】	68
（訪問支援員特別加算）	
問 要件として求められる業務従事歴について、年数としてカウントするための配置要件や日数要件はあるか。例えば非常勤で、月1日でも勤務したら「1年」とカウントできるのか。	
特に、保育所等訪問支援においては、「指定保育所等訪問支援等の業務に従事した期間」の要件があるが、例えば訪問支援を年1回でも行っていたら「1年」とカウントできるのか。なお、指定保育所等訪問支援以外の業務（「等」の業務）としてどのような業務が含まれるのか。	
さらに、資格取得やその職種で配置される以前の経験をカウントすることは可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 51】	69
（訪問支援員特別加算）	
問 要件として求められる「障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務」の従事歴に、医療機関や教育現場での医療的ケア児や障害児に対する業務経験は含まれるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 52】	70
（多職種連携支援加算）	
問 職種の異なる2名の訪問支援員が、同一日同一の時間帯に同一の場所で2名の障害児に対して支援を行った場合において、それぞれの障害児について多職種連携支援加算の算定は可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 10】	70
<居宅訪問型児童発達支援>	70

問	児童発達支援等の通所施設への移行のため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合に、報酬は児童発達支援事業所と居宅訪問型児童発達支援事業所の双方が算定可能か。【令和6年5月17日発出Q&A問44】	70
問	居宅訪問型児童発達支援について、インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問45】	71
	(居宅訪問型児童発達支援)	
問	居宅訪問型児童発達支援について、インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。【令和6年6月6日発出Q&A VOL5問1】	71
	(居宅訪問型児童発達支援)	
問	精神障害や行動障害により外出や集団生活が著しく困難である障害児(就学児含む)は、居宅訪問型児童発達支援の対象になり得るとされているが、ここでの「外出」とは、学校への登校も含むと考えて良いか。【令和6年6月6日発出Q&A VOL5問2】	72
<保育所等訪問支援>		72
	(基本報酬(保育所等訪問支援))	
問	保育所等訪問支援において、30分未満の支援提供は原則報酬の算定対象外となったが、保護者へのフィードバックを行う時間は支援提供時間に含まれるのか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問50】	72
問	平成23年以前の改正前児童福祉法に基づく旧知的障害児施設における勤務年数も訪問支援員特別加算の算定要件の実務経験に含めてよいか。【令和6年5月17日発出Q&A問46】	72
【障害児入所支援関係】		73
<共通>		73
問	主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問47】	73
	(強度行動障害児特別支援加算)	
問	加算の開始から90日以内の期間についての700単位の加算について、改定前の強度行動障害児特別支援加算を算定していた場合、その起算点はいつからとなるか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2問12】	73
問	ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーについて、業務に支障がない範囲で、当該職員を夜勤に従事する職員として配置することは可能か。【令和6年5月17日発出Q&A問48】	73
問	ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーは、福祉専門職員配置等加算の算定要件である社会福祉士の人数に含めることができるか。【令和6年5月17日発出Q&A問49】	74
	(家族支援加算)	
問	自宅での宿泊体験で体験利用支援加算(I)を算定する場合、家族に対して助言援助を行った場合には、家族支援加算も同時に算定できるのか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2問13】	74

（要支援児童加算）	
問 同一児童に対する算定期間の限度（入所後何年以内など）はあるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 53】	74
（要支援児童加算）	
問 要支援児童加算（Ⅰ）（児童相談所等の関係機関と連携し入所支援を行った場合の評価）について、入所支援計画を作成又は変更する際の個別支援会議に関係機関が参加した場合も、算定可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 11】	75
（小規模グループケア加算）	
問 小規模グループケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）について、令和6年度の報酬改定において「小規模グループケアの各単位における実人数で算定するものである。」となったが、小規模グループケアで一時保護や空所型の短期入所を受け入れた場合、一時保護や短期入所の児童も人数に含め実人数を算定するのか。【令和6年6月6日発出 Q&A VOL5 問 5】	75
（経過的サービス費）	
問 福祉型障害児入所施設において18歳以上の者に給付されていた経過的サービス費について、令和6年3月31日までの経過措置とされていたが、令和6年4月以降の取扱い如何。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 54】	75
<福祉型障害児入所施設>	76
問 小規模グループケアを担当する職員は常勤でなければならないのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 50】	76
<医療型障害児入所施設>	76
問 医療型障害児入所施設については、医療機関として院内感染対策のための委員会の開催・指針の策定・研修の実施等が義務づけられている一方で、児童福祉施設基準第10条第3項により感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催等が義務づけられているが、院内感染対策のための委員会とは別に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催する必要があるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 51】	76
問 医療型障害児入所施設は、主として自閉症児を入所させる施設、主として肢体不自由児を入所させる施設及び主として重症心身障害児を入所させる施設があるが、強度行動障害児特別支援加算を算定できるのはいずれの施設か。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 52】	77
問 入所給付決定を90日とされた場合で、91日目以降退所することなく引き続き入所する必要がある場合には、どの基本報酬を算定するのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 53】	77
問 有期有目的の支援の場合の基本報酬を算定している場合、地域移行加算は算定できるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 54】	78
【横断事項】	78
（中核的人材養成研修）※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL. 2 問 11 と同様	
問 中核的人材養成研修について、令和9年4月以降の実施方法等はどのようになるのか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 14】	78

	(集中的支援加算) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問12と同様	
問	広域的支援人材が集中的支援実施計画を作成する際に利用者と生活環境のアセスメントを実施する場合にも集中的支援加算(Ⅰ)を算定できるとされているが、具体的にはいつ請求するのか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問15】	79
	(集中的支援加算) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問13と同様	
問	集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、利用者が利用していたサービスの支給決定や利用契約の取扱如何。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問16】	79
	(集中的支援加算) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問14と同様	
問	集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、利用者が利用していた事業所等の役割如何。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問17】	79
	(集中的支援加算) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問15と同様	
問	集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、広域的支援人材が集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合に、当該支援を行った日は加算(Ⅰ)の算定は可能か。可能である場合、訪問ではなくオンラインによる助言援助の場合でも可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問18】	80
	(集中的支援加算) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問16と同様	
問	集中的支援加算の算定期間終了後、再度、当該加算を活用して集中的支援を実施することは可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問19】	80
	(集中的支援加算) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問17と同様	
問	広域的支援人材に加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこととされているが、加算による額と異なる額とすることは可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問20】	81

【障害児支援共通】

<個別支援計画書>

(個別支援計画書) ※基準関係

問 個別支援計画書の障害児相談支援事業者への交付は、個別支援計画書の更新毎に行えば良いのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問39】

(答)

- お見込みのとおり。

<常勤・常勤換算>

問 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について、常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱ってよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問1】

(答)

- そのような取扱いで差し支えない。

【参考】平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (VOL. 2) (平成27年4月30日) 問27

問 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問2】

(答)

- 労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。
- なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取

り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

- また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

【参考】平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (VOL.2) (平成27年4月30日) 問29

問 看護師・理学療法士・作業療法士等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。【令和6年5月17日発出Q&A問3】

（答）

- 非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合は、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。
また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものではない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。
- また、基準上「一以上」等と示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

【参考】障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）(VOL.2) (平成19年12月19日事務連絡) 問6

問 常勤の職員については、有休休暇の取得等により必ずしも事業所に置くことができない日が生じうるが、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。【令和6年5月17日発出Q&A

問4】

<補足：必ずしも事業所に置くことができない日について>

営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇の取得がある日等

(答)

- 指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。
- 一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて2名以上置く必要がある。
- よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要までではない。

【参考】令和5年3月3日事務連絡「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」問1

問 児童発達支援管理責任者が常勤で1人配置されている児童発達支援事業所において、児童発達支援管理責任者が労働基準法等で定める休暇を取得する日には、当該職員とは別に、常勤の児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問5】

(答)

- 指定通所基準では、児童発達支援管理責任者について、サービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。なお、管理者についても同様である。
- 一方、指定通所基準では、緊急時等の対応や事故発生時の対応を規定しており、これらは管理者や児童発達支援管理責任者の出勤の有無に関わらず適切に行う必要があるため、この点も踏まえ、必要な人員配置や連絡体制を確保されたい。

- なお、この取扱いは主として通わせる障害種別に関わらず、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに共通するものである。

【参考】令和5年3月3日事務連絡「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」問2

<基本報酬>

(基本報酬)

問 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、時間区分が創設されたことに伴い、同一日に複数の障害児通所支援に係る報酬の算定が可能となるのか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問1】

(答)

- これまで同様、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬は算定できない。また、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することができない取扱いについても同様である。

(基本報酬)

問 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、時間区分が創設されたことにより、送迎時間は支援の提供時間に含まれるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問2】

(答)

- 含まれない。

(基本報酬)

問 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどのようなになるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問3】

(答)

- 以下の通り取り扱う。
 1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合
 - ①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞

等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。

なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

2. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合

- ・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。
- ・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。

○ なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合（例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月の利用でみて恒常的に生じている場合）には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

○ また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

（基本報酬）

問 個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問4】

（答）

○ 個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30分以上1時間30分以下」の時間区

分での算定とする。

- なお、児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同意を得ること。

ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。

- また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である。

（基本報酬）

問 「個別支援計画において定めた提供時間」とは、基本報酬の時間区分（例えば「1時間30分超3時間以下」等）ではなく、支援に要する具体的な提供時間（例えば「2時間30分」等）を定める必要があるということか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問5】

（答）

- お見込みのとおり。

（基本報酬）

問 「支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めること」とされているが、時間区分が創設されていない、主として重症心身障害児や保育所等訪問支援等についても、同様に支援の提供時間を個別支援計画に定める必要があるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問6】

（答）

- 全てのサービスにおいて、支援時間は30分以上とし、30分未満の支援の提供は原則報酬の対象外としていることから、時間区分の創設に関わらず、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援においても、個別支援計画に支援の提供時

間を定めることとする。

(基本報酬)

問 30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で、市町村が認めた場合に限り算定可能とされているが、算定可能と認められる理由として、他にどのようなものが想定されるか。

また、この場合の請求手続きは、事前に事業所から自治体に請求の可否を確認した上で行うということか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問7】

(答)

- 身近な地域に通所可能な事業所がなく、遠方から通うためにやむを得ず支援時間が短くなる場合等が想定されるが、地域の実情に応じて判断をされたい。
- なお、あらかじめ市町村と協議を行い、その必要性を市町村が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって算定を可能とする。また、30分未満の支援については、「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定となる。

(基本報酬)

問 台風等悪天候時に、児童の安全を確保するため、事業所の判断で提供時間を変更し、個別支援計画に定める提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定める時間で算定できるものと考えて良いか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問1】

(答)

- お見込みのとおり。
- なお、台風等の悪天候の判断については、所在する地域において特別警報又は各警報が発令されるような場合が想定される。
- また、警報級の悪天候のため、支援時間を短縮する等の措置を取る場合には、保護者と送迎時間を調整するなど、必要に応じた調整を十分に図り、児童の安全を確保すること。

<多機能型>

問 多機能型として実施する場合、サービスごとに利用定員を設定しなければならないのか。【令和6年5月17日発出Q&A問6】

(答)

- 多機能型事業所として実施する複数のサービスごとに定員を設定することが困難である場合は、複数のサービスの合計の利用定員で設定することができるものとする。
- なお、多機能型事業所における利用定員については、複数の指定通所支援のサービスを通じて10人以上(*)とすることができる。
(*) 主として重症心身障害児者に対し、一体的にサービスを提供する場合は、多機能型事業所の利用定員を5人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所の場合は、利用定員の合計数は20人(離島その他の地域の場合は10人)以上とし、そのうち指定通所支援の定員は5人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型の場合、多機能型事業所の特例(定員が20人未満の多機能型事業所については、従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち1人以上は常勤)によらない人員を配置している多機能型事業所においては、障害児通所支援と障害福祉サービスそれぞれの定員に基づき算定することができる。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日)問94

問 新規に同一敷地内において、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援(利用定員5人)と重症心身障害児以外の障害児を通わせる放課後等デイサービス(利用定員10人)を行う場合、報酬を算定する定員規模の取扱いはどうなるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問7】

(答)

- 上記の場合は、多機能型事業所として取り扱うことになり、原則とし、当該多機能型事業所として実施する複数のサービスの利用定員の合計数に応じて算定する。
- ただし、多機能型事業所における従業員の員数等に関する特例によ

らず、通常の児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて必要としている職員（管理者を除く。）をそれぞれ配置している事業所においては、それぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 24 年 8 月 31 日）問 95

問 児童発達支援事業所において、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援（5 人）と重症心身障害児以外の障害児を通わせる児童発達支援（10 人）を行う場合、報酬を算定する定員規模の取扱いはどうなるのか。【令和 6 年 5 月 17 日発出 Q&A 問 8】

（答）

- 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援と通常の児童発達支援において必要としている職員（管理者を除く。）をそれぞれ配置している事業所においては、それぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。
- なお、放課後等デイサービスの場合も、上記と同様の取り扱いとする。

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 24 年 8 月 31 日）問 95-2

<共生型>

問 介護保険の通所介護（デイサービス）と放課後等デイサービスの時間帯を分けて提供することは共生型サービスになるのか。【令和 6 年 5 月 17 日発出 Q&A 問 9】

（答）

- 共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできない。

【参考】平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日）問 105

問 共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問10】

(答)

- 本加算については、必ずしも児童発達支援管理責任者等を加配する必要はなく、通所介護（デイサービス）に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算される。

- なお、例えば保育士であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている等、複数の職種要件を満たす者が配置されている場合については、職員1人につき、いずれかの職種のみを評価するものであることを留意すること。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日）問106

<基準該当>

問 基準該当通所支援事業所の基本報酬区分（Ⅰ）と（Ⅱ）の違いは何か。【令和6年5月17日発出Q&A問11】

(答)

- （Ⅱ）を算定する「みなし基準該当通所支援事業所」については、介護保険法令に基づく通所介護等の指定をもって、児童発達支援等の指定を受けたとみなすものあり、児童発達支援管理責任者の配置が求められていない。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日）問107

<児童発達支援管理責任者>

問 児童発達支援管理責任者は、他の職員との兼務は可能か。【令和6年5月17日発出Q&A問12】

(答)

- 管理者との兼務は可能である。

- 複数のサービスを一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、他のサービスの児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者との兼務が可能である。
- なお、児童発達支援管理責任者の業務に支障がない範囲において直接支援を提供することも差し支えないが、その場合であっても指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 24 年 8 月 31 日）問 101

<自己評価・保護者評価>

問 自己評価結果等の公表状況についてはどのように行うのか。【令和 6 年 5 月 17 日発出 Q&A 問 13】

（答）

- 自己評価結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。
- なお、公表方法等については、障害福祉サービス等情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

【参考】平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日）問 104

<複数減算>

問 児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算の減算事由に該当した場合には、それぞれに適用しなければならないのか。【令和 6 年 5 月 17 日発出 Q&A 問 14】

（答）

- 本事例については、いずれの減算も同様に事業所の体制に係るものであり、相互に連動して二重に減算される関係にあることから、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用することとする。

- なお、この場合、市町村等における二次審査において、適切に支払可否を判断すること。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3（平成30年5月23日）問2

<定員超過減算>

問 定員超過は、そもそも指定基準上「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能とされているが、こうしたやむを得ない事情によって定員超過をした日であって、「過去3ヶ月の利用人数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超え」ておらず、「1日の利用人数が利用定員の150%を超え」ていない場合にも、定員超過減算を算定する必要があるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問15】

（答）

- 定員超過減算は、あくまで、「過去3ヶ月の利用児童数の平均が、利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合」等、報酬告示及び留意事項通知に規定する要件を満たした場合に算定するものであり、質問のような場合にまで算定するものではない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和3年5月7日）問25

問 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問16】

（答）

- 実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること（例：利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること）を想定している。
- なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員10人の場合で12人利用するとき、児童指導員又は保育士を2人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4（令和3年5月7日）問26

問 定員超過している場合（定員超過減算にならない場合）に、利用人数に応じた児童指導員等が配置されていない場合は、児童指導員等の人員欠如減算を算定する必要があるのか。【令和6年5月17日発出Q & A 問17】

（答）

- 基本的には必要となるが、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、この限りではない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4（令和3年5月7日）問27

問 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、どのような理由が「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。【令和6年5月17日発出Q & A 問18】

（答）

- 「やむを得ない事情」があるものとしては、以下のような場合が想定される。
 - ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。
 - イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。
- なお、
 - ・ アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はなく、
 - ・ イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

- また、都道府県等において個別の事情ごとに判断しても差し支えない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和3年5月7日）問28

<家族支援加算>

（家族支援加算）（※障害児入所も共通）

問 居宅を訪問して相談援助等を行う場合について、極めて短時間の場合（例えば10分程度の相談援助）であっても「所要時間1時間未満」として算定することが可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問28】

（答）

- 居宅を訪問しての個別の相談援助については、30分以上行うことを基本としつつ、障害児や家族の状況から短時間でも訪問しての相談援助を行う必要がある場合や、利用者の都合により相談援助時間が短くなってしまった場合には、同加算の「所要時間1時間未満」の区分の算定を可能としている。

このため、事前の計画では30分以上の相談援助となるよう設定すること。

なお、事業所において個別の相談援助を行う場合や、グループの相談援助を行う場合は、30分未満の相談援助については本加算の算定は認められないことに留意されたい。

（家族支援加算）（※障害児入所も共通）

問 支援に当たる者は、「指定通所（入所）基準により置くべき従業者」であることが求められるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問29】

（答）

- 個別、グループ、訪問による場合、事業所内で実施する場合、いずれの場合においても、相談援助に当たる職員は、指定基準により置くべき従業者に限ることを求めるものではないが、適切に家族支援を実施できる従業者によるとともに、基準により置くべき従業者を中心に、事業所としてフォローできる体制をとりながら支援を進めること。

(家族支援加算) (※障害児入所も共通)

問 障害児本人が不在の中、保護者やきょうだいに対して相談援助を行った場合は算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問30】

(答)

- 可能である。なお、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。

(家族支援加算) (※障害児入所も共通)

問 グループの支援について、ペアレントトレーニングの一環として、講師を招いて講座を行う場合や、ピアの取組の一環として、保護者会を行う場合に、算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問31】

(答)

- 支援の一環として、講師を招いた講座の実施や保護者同士の交流を行うことは可能であるが、その場合であっても事業所の従業者がファシリテーターなどとして参画し、相談援助を行うことが必要であり、事業所の従業者が介在しない支援については算定されない。

(家族支援加算)

問 同一の児童に係る算定回数は通算し、その合計数は月4回を限度とするとされているが、「同一の児童」とは「サービスを利用している児童」ということでよいか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問32】

(答)

- きょうだいで利用している場合、家族支援加算はそれぞれのきょうだいにつき月4回ずつ算定可能である。

(家族支援加算)

問 個別支援計画作成後のモニタリングにおける保護者との面談についても算定対象となるか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問2】

(答)

- 個別支援計画作成後のモニタリングに当たっての面接については、運営基準において児童発達支援管理責任者に求められている業務であり、当該加算の算定対象にはならない。

(家族支援加算)

問 家族支援加算（Ⅰ）について、障害児に対して、通所による支援が行なわれていない日にも算定することができるが、事業所が保護者に対して相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に障害児が通所した場合（例えば、午前中に保護者が A 事業所で相談援助を受け、午後に障害児が B 事業所で通所による支援を利用するような場合）も算定は可能か。また、家族支援加算（Ⅱ）についても同様と考えて良いか。【令和 6 年 5 月 24 日発出 Q&A VOL4 問 2】

(答)

- 家族支援加算（Ⅰ）、家族支援加算（Ⅱ）いずれも算定可能である。

(家族支援加算)

問 同一日に 2 つ以上の事業所において、家族支援加算（Ⅰ）の算定に係る相談援助を行った場合（例えば、保護者が A 事業所において午前中に対面で相談援助を受け、午後は B 事業所において対面で相談援助を受けた場合）には、両事業所で相談援助に係る加算を算定できるものと考えて良いか。また、家族支援加算（Ⅱ）についても同様と考えて良いか。【令和 6 年 5 月 24 日発出 Q&A VOL4 問 3】

(答)

- お見込みの通り。

(家族支援加算)

問 障害児が支援を受けている時間帯に、基準の人員として配置されている児童指導員又は保育士により、家族支援加算（Ⅰ）又は家族支援加算（Ⅱ）の算定に係る相談援助等を行うことは可能か。【令和 6 年 5 月 24 日発出 Q&A VOL4 問 4】

(答)

- 障害児が支援を受けている時間帯に相談援助等を行う場合、相談援助等を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員又は保育士には含まれないものである。
- そのため、本加算における相談援助等を行う職員については、障害児が支援を受けている時間帯に、基準の人員として配置されている児童指導員又は保育士以外で対応する必要がある。
- なお、本加算の算定に係る相談援助の実施に当たっては、適切に家族支援を実施できる従業者による対応が望ましいことから、障害児が支

援を受けている時間帯に相談援助を行う場合には、児童発達支援管理責任者による相談援助を行う等、必要に応じた対応を検討いただきたい。

<強度行動障害児支援加算>

(強度行動障害児支援加算)

問 実践研修修了者や中核的人材研修修了者(※放課後等デイサービスのみ)について、常勤や常勤専従ではない単なる配置でも算定が可能か。また、管理者や児童発達支援管理責任者が実践研修修了者である場合に算定は可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問18】

(答)

- いずれも可能である。なお、実践研修修了者が児童発達支援管理責任者である場合、支援計画シート等に基づく強度行動障害を有する児への直接支援は別の者が行うことが必要であることに留意すること。

(強度行動障害児支援加算)

問 今回の改定で、要件が、基礎研修修了者による支援から、実践研修修了者の支援計画シート等に基づく支援になるなど、要件や単位数が大きく見直されたが、一定期間、改定前の要件による評価を受けられるなど、経過措置は設定されているか。

また、新たに設けられた加算の開始から90日以内の期間についての500単位の加算について、改定前の強度行動障害児支援加算を算定していた場合、その起算点はいつからとなるか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問5】

(答)

- 令和6年4月1日以降は、改定後の要件・単位数による評価となる(経過措置の設定は行っていない)。なお、支援計画シート等の作成には一定の時間を要することが想定されることから、令和6年4月においては、支援の開始前までに支援計画シート等が作成されていなくても、令和6年4月分の報酬を請求する時点で作成されていれば、本加算の算定を可能としている(「令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて」(令和6年3月29日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡))。

90日間の500単位の加算については、令和6年4月1日以降、新たな要件の下で本加算の算定を開始した日を90日の起算点とする。

(強度行動障害児支援加算)

問 「加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間」の加算について、利用を終了した児童が再度利用開始した場合も、算定可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問6】

(答)

- 本加算は、利用の初期段階に当該児童に対して手厚い支援を要するためのものであるため、90日間の期間終了後は、同一事業所において再度当該児童への支援について算定することはできない。

【児童発達支援・放課後等デイサービス関係】

<共通（主として重症心身障害児を通わせる事業所）>

問 主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、従業者は専従である必要があるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問19】

(答)

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員、及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要がある。
また、児童発達支援管理責任者を1名以上配置する必要がある。
- ただし、機能訓練担当職員については、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。
- なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

【参考】令和5年3月3日事務連絡「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」問3

<共通（開所時間減算）>

問 開所時間減算の対象には、加算は含まれるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問20】

(答)

- 減算は、基本報酬についてのみ行われる。

【参考】平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A VOL. 1 (平成27年3月31日) 問72

問 放課後等デイサービスは開所時間減算の対象となるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問21】

(答)

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合は開所時間減算の対象としないが、「休業日」に行う場合は開所時間減算の対象となる。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (平成24年8月31日) 問107

<共通（欠席時対応加算）>

問 A事業所を欠席した障害児が、同日にB事業所に通所した場合において、A事業所は欠席時対応加算を算定できるのか。また、B事業所は基本報酬等を算定できるのか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問22】

(答)

- 欠席時対応加算の算定要件は、急病等により利用を中止する場合であって、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。
- このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合は、A事業所は欠席時対応加算の算定はできない。
- なお、B事業所については、基本報酬等について算定できる。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (平成30年3月30日) 問109

<共通（中核機能強化（事業所）加算）>

（中核機能強化（事業所）加算）

問 加配される中核機能強化職員の要件として、①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、②その資格取得又は任用後、障害児通所支援等の業務に5年以上従事したものであることが求められているが、②の業務の経験は、①の資格や職務に係る業務に限定されない（※）と考えてよいか。（※）例えば、看護師免許を取得後、障害児通所支援事業所に児童指導員として2年間、看護職員として3年間従事した場合も算定可能か。

【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問8】

（答）

○ お見込みの通り。

（中核機能強化（事業所）加算）

問 加配される中核機能強化職員について、「支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可能とする」とされているが、支援を提供する時間帯に地域支援にあたるうえで、具体的にどのような体制を確保することが求められるのか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問9】

（答）

- 本加算は、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図りながら、当該センター（事業所）における障害児とその家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供を進めることを評価するものであり、加配される中核機能強化職員には、日頃から、その専門性や関係機関との連携構築など地域支援の成果を活かして、当該センター（事業所）における利用者への支援、家族への支援、従業者への支援に係る助言援助などに取り組みながら、地域支援を進めることが期待される。
- 中核機能強化職員が支援を提供する時間帯に地域支援を行うことについて、具体的な制約を設けるものではないが、こうしたセンター（事業所）での取組を基本に置きつつ、積極的に地域支援に取り組みたい。

<共通（児童指導員等加配加算）>

(児童指導員等加配加算)

問 加配される職員について、「サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする」とされているが、サービス提供時間帯を通じて事業所に配置することを求める現行の児童指導員等加配加算の取扱いを変更するものではないと考えて良いか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問10】

(答)

- 児童指導員等加配加算により加配される職員については、現行と同様、サービス時間帯を通じて事業所に配置することが必要である。
- また、同加算については、常時見守りが必要な障害児への支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るという趣旨に鑑み、加配された職員が、サービス提供時間帯を通じて直接支援や家族支援に一切あたらない（例えば事務作業等のみを行っている）状況は想定されていないところ、その旨を明確化したものである。

(児童指導員等加配加算)

問 経験年数を確認するため、実務経験証明書（原本）の提出は必須か。証明元の都合（廃業等）により実務経験証明書が交付されない場合、他の手段により確認することは可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問11】

(答)

- 必要な実務経験の確認に当たっては、現に勤務する施設等やその他の過去に勤務した施設等において業務内容や勤務日数を証明することにより確認を行うことを想定している。（平成18年6月23日付け事務連絡参照）
- もっとも、当該証明が困難な場合にあっては、信頼性を可能な限り担保しつつ、例えば雇用契約書、給与明細書、勤務表等の従業者が持つ資料等も活用しながら、他の手段により確認を行われたい。

(児童指導員等加配加算)

問 児童福祉事業の経験年数について、児童福祉事業の範囲を明らかにされたい。幼稚園や認定こども園の経験は入るのか。また、今回特別支援学校免許取得者が「児童指導員等」に追加されたが、学校の経験は入るのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問12】

(答)

○ 児童指導員等加配加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、児童福祉法に規定された各種事業(※)での経験に加え、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとする。

(※)

- ・ 児童福祉法第7条第1項：児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター(＊)
 - ・ 児童福祉法第12条：児童相談所
 - ・ 児童福祉法第6条の2の2：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援
 - ・ 児童福祉法第6条の3：児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業(＊)、社会的養護自立支援拠点事業(＊)、意見表明等支援事業(＊)、妊産婦等生活援助事業(＊)、子育て世帯訪問支援事業(＊)、児童育成支援拠点事業(＊)、親子関係形成支援事業(＊)
- (＊)は改正児童福祉法(令和6年4月施行)により新設

(児童指導員等加配加算)

問 児童福祉事業の経験年数について、年数としてカウントするための配置要件や日数要件はあるか。例えば非常勤で、月1日でも勤務したら「1年」とカウントできるのか。また、資格取得やその職種で配置される以前の経験をカウントすることは可能か。【令和6年3月29日 発出 Q&A VOL1 問13】

(答)

- 雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上の勤務があることを想定している。
また、本加算においては、資格取得やその職種で配置される以前の経験も含むことができる。

(児童指導員等加配加算)

問 一体的に行う多機能型事業所において、同一の従業者が両事業に従事する場合、児童指導員等加配加算における「専従」要件の取扱い如何。【令和6年5月2日 発出 Q&A VOL3 問5】

(答)

- 本加算における「常勤・専従」の区分については、当該加算の対象となる従業者が、原則として当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスに勤務する時間帯において、当該事業以外の職務に従事しない者により、常時見守りが必要な障害児に対する支援の強化を図ることを評価しているものである。
- 2つ以上の事業を一体的に行う多機能型事業所での取扱いは以下のとおり。
 - ① 児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に行う場合(主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む)において、両事業を通じて本加算の算定に当たって配置すべき従業者として配置されている同一の従業者は、両事業を通じて本加算で求められる職務のみに従事しているため、「専従」とする。
 - ② 児童発達支援又は放課後等デイサービス(通所系)と保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援(訪問系)を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、事業所から離れて訪問支援を行うこととなるため、「専従」とはしない。

- ③ 児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護等の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、障害児通所支援以外の職務に従事することとなるため、「専従」とはしない。

【多機能型事業所において同一従業者が複数事業を兼務する場合の本加算の「専従」要件の取扱い】

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問 支援	障害福祉 サービス事業
児童発達支援		○	×	×	×
放課後等 デイサービス	○		×	×	×
居宅訪問型 児童発達支援	×	×		×	×
保育所等訪問 支援	×	×	×		×
障害福祉 サービス事業	×	×	×	×	

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む。

(児童指導員等加配加算)

問 本加算の算定に当たって加配する人員が管理者と児童指導員を兼務している場合、「常勤・専従」の区分での算定が可能か。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問6】

(答)

- 本加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を1以上加配した場合に算定するものであり、管理者と児童指導員を兼務している者については、本加算が求める「専従」を満たさない。

問 児童発達支援管理責任者(児発管)が休暇により出勤していない場合、児童指導員等加配加算の算定上、児発管の欠如とは考えない(児童発達支援給付費等の算定に必要な従業者の員数が満たされている)という理解で良いか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問23】

(答)

- 貴見のとおり。

- 指定基準では、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所について、サービス提供時間帯を通じてサービス提供にあたることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合には、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。

【参考】令和5年3月30日事務連絡「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」別紙2 問2

問 午前中に機能訓練があり、午後は機能訓練がない場合に、午後の時間については機能訓練担当職員を児童指導員等加配加算の常勤換算の時間に含めることができるか。【令和6年5月17日発出Q&A問24】

(答)

- 加配加算の対象は、人員基準に定める従業者の員数に加えて配置する部分であることから、本事例の場合、機能訓練担当職員の午後の時間を常勤換算の時間に含めることができる。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3（平成30年5月23日）問17

(児童指導員等加配加算)

問 児童指導員等加配加算について、加配職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。【令和6年6月6日発出Q&A VOL5問3】

(答)

- お見込みのとおり。
- なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件を満たさなくなるものとする。

<共通（専門的支援体制加算〔旧・専門的支援加算〕）>

(専門的支援体制加算)

問 専門的支援体制加算について、専門職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 14】

(答)

- お見込みのとおり。なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件を満たさなくなるものとする。

(専門的支援体制加算)

問 専門的支援体制加算で保育士及び児童指導員に求められている経験年数における「児童福祉事業」は、児童指導員等加配加算における「児童福祉事業」と同じで良いか。教育の経験は含まれるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 15】

(答)

- 専門的支援体制加算における「児童福祉事業」に従事した経験年数については、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれない。なお、幼稚園（特別支援学校に限らない）は含まれる。

(専門的支援体制加算)

問 専門的支援実施計画について、具体的にどのような項目を記載することが求められるのか。また、個別支援計画と一体的に作成することは可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 16】

(答)

- 専門的支援実施加算の算定にあたっては、個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が専門的支援実施計画を障害児ごとに作成することが必要となるが、計画には、以下の項目を記載することを想定している。
 - ・ 当該専門職によるアセスメントの結果
 - ・ 5領域との関係の中で、特に支援を要する領域
 - ・ 専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標
 - ・ 目標を達成するために行う具体的な支援の内容
 - ・ 支援の実施方法 等上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支

援を提供する上で有効な計画とすることが求められる（例えば、障害特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支援計画の支援との関連性を記載する、支援の改善が図れるような構造とするなど）。

- なお、専門的支援実施計画は、個別支援計画とは別に作成し、あらかじめ給付決定保護者の同意を得ることが必要である。

（専門的支援体制加算）

問 専門的支援は、1対1の個別支援により実施することが必要か。また、理学療法士等が対象児の支援時間を通じて直接支援を行うことが必要か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問17】

（答）

- 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施や、理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせ（2の小集団まで）による実施も可能とする。
- 専門的支援の提供時間は、同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

問 専門的支援体制加算について、心理担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問25】

（答）

- 心理担当職員として配置する職員については、人材確保の観点も考慮し、公認心理師などの資格を有する者に限定していない。
- なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定していない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問63

<共通（子育てサポート加算）>

(子育てサポート加算)

問 きょうだいと同じ事業所を利用しており、同日に同一の場で支援を受けた場合はそれぞれ算定可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問33】

(答)

○ それぞれ算定可能である。

ただし、相談援助を行う保護者は一人であったとしても、きょうだいそれぞれの特性や、特性を踏まえた関わり方等について相談援助を行う必要があることに留意すること。

<共通（看護職員加配加算）>

問 主として重症心身障害児を通わせる事業所における児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護の多機能型において、報酬における看護職員加配加算の算定要件となる障害児の数について、障害者の数を合算してもよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問26】

(答)

○ 主として重症心身障害児を通わせる事業所における児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護の多機能型において、一体的な運用がされており、利用定員も合算している場合においては、障害児と障害者の数を合算しても差し支えない。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日）問103

問 医療的ケア児が当日欠席しても、看護職員を配置したならば、常勤換算の時間に含めて良いか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問27】

(答)

○ 差し支えない。

○ なお、医療的ケア児の前年度の延べ利用人数の算出にあたっては、欠席した日は除外する。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3（平成30年5月23日）問20

<共通（専門的支援実施加算）>

（専門的支援実施加算等）

問 専門的支援実施加算等の加算の算定に当たって、配置すべき従業者に常勤換算による配置が求められていない場合において、外部から派遣された者によりこれらの加算の算定に要する所定の支援を行った場合であっても、これらの加算を算定できるか。【令和6年5月2日 発出 Q&A VOL3 問9】

（答）

- 専門的支援実施加算等（※）の加算の算定に当たって配置すべき従業者とは、事業者と雇用契約を締結して事業所に配置されているものを指し、例えば他の法人等から専門職員による訪問を受けるなど、外部から派遣された者により当該加算の算定に要する所定の支援を行った場合には、当該加算を算定できない。

（※）専門的支援実施加算、人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）（児童発達支援）、人工内耳装用児支援加算（放課後等デイサービス）、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算、個別サポート加算（Ⅰ）（放課後等デイサービス）、強度行動障害児支援加算、共生型サービス医療的ケア児支援加算

（専門的支援実施加算等）

問 専門的支援実施加算等で示されている1月当たりの算定回数の上限は、事業所間で通算されず、事業所ごとに上限回数をカウントしてよいか。【令和6年6月6日発出 Q&A VOL5 問4】

<補足：専門的支援実施加算等に含まれる加算>

家族支援加算、子育てサポート加算、欠席時対応加算、集中的支援加算、入浴支援加算、関係機関連携加算、事業所間連携加算、保育・教育等移行支援加算、自立サポート加算、多職種連携加算

（答）

- お見込みのとおり。
- ただし、
 - ・多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して上限回数をカウントすること
 - ・多機能型事業所において、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスを合計して上限回数をカウントすること

に留意すること。

(専門的支援実施加算等)

問 児童発達支援管理責任者が欠如している状態において、専門的支援実施加算の算定は可能か。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問1】

(答)

○ 算定は不可である。

<共通（人工内耳装用児支援加算）>

(人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

問 例えば、人工内耳を装用し、身体障害者手帳2級以上に該当する児童の場合、要件を満たしていれば「人工内耳装用児支援加算」と「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」を同時に算定することが可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問25】

(答)

○ 可能である。

なお、「人工内耳装用児支援加算」で配置が求められる言語聴覚士が、「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」で配置が求められる意思疎通に関し専門性を有する者」の要件を満たす者である場合、当該者の配置及び支援をもってこれらの要件を満たすこととすることが可能である。

(人工内耳装用児支援加算)

問 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）（放課後等デイサービスにおいては人工内耳装用児支援加算）は、言語聴覚士を1以上配置とされているが、これは、言語聴覚士の配置形態や勤務日数に関わらず、本加算の対象となる障害児が利用をする日及びサービス提供時間帯に、言語聴覚士が配置されていれば算定可能と考えて良いか。【令和6年5月24日発出 Q&A VOL4 問5】

(答)

○ お見込みの通り。

<共通（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）>

(視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

問 対象となる児の判定において、手帳の交付を受けていることは必須の要件か。

また、留意事項通知で定められている手帳の等級は、総合的な判定による等級でよいか、あるいは、視覚、聴覚又は言語機能を理由として、それぞれの等級である必要があるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問26】

(答)

- 身体障害者手帳の交付を受けていることが基本となる。ただし、年齢等により手帳の判定・取得が困難な事情がある場合であって、同等の障害の程度であると市町村が判断した場合には、対象とすることも可能とする。

- 手帳の等級については、総合的な判定による等級ではなく、視覚、聴覚又は言語機能を理由として、それぞれの等級であることが必要である。

(視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

問 対象児は手帳の要件を満たしているが、配置された専門人材によるコミュニケーション支援が不要の場合(例えばテクノロジーの活用などにより別途の手段でコミュニケーションを図っている場合)に、本加算の算定は可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問27】

(答)

- 不可である。本加算においては、対象児に対して、意思疎通に専門性を有する人材がコミュニケーション支援を行いながら、発達支援を行うことを評価するものであり、コミュニケーション支援が実質的に不要で、これを行わない場合には、算定することはできない。

(視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

問 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算について、受給者証への記載がないと算定できないのか。【令和6年5月24日発出Q&A VOL4 問6】

(答)

- 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(令和6年4月)において、受給者証に記載が必要な加算事項として「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」をお示ししているところであり、順次手続きを進めていただきたい。

- ただし、本加算については、要件に適合するか否かを身体障害者手帳において判断できるものであることから、受給者証への記載がされるまでの間は、対象となる障害児に交付されている身体障害手帳の障害別の等級を市町村及び事業所が確認し、写しを事業所で保管していることで算定することでも差し支えない。
- なお、算定に当たっては、市町村において「視覚・聴覚・言語機能障害児支援」の決定サービスコードを設定し、各都道府県の国民健康保険団体連合会に送付する必要があることから、あらかじめ市町村に対して、本加算の算定を行うことについて情報共有を行う必要があることに留意すること。

<共通（入浴支援加算）>

（入浴支援加算）

問 浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていることが要件とされているが、このほか浴室面積等の設備に係る具体的な要件はあるのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 20】

（答）

- 具体的な平米数等による面積等の要件は定めていないが、入浴支援の対象となる障害児の身体の状態や特性等に応じて、安全かつ適切な入浴支援の提供が可能な構造や面積等を有する必要がある。

（入浴支援加算）

問 浴室や浴槽、入浴機器は、事業所に備えていなければならないか。例えば隣接する他の事業所や、近隣の他の事業所の設備を利用した場合の算定は認められるか。また、湯舟ではなく、ミスト浴やシャワー浴、清拭は認められるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 21】

（答）

- 浴室や浴槽、入浴機器は、事業所において備えることを基本とするが、同一法人により運営される隣接する事業所の設備を共用することも可能とする（異なる法人の事業所や、同一法人であっても隣接しない事業所の設備によることは、認められない）。
- 本加算の対象となる重症心身障害児又は医療的ケア児の状態や特性に応じて、ミスト浴やシャワー浴も認められる。なお、浴槽を使用しな

い入浴方法で支援を行う事業所にあつては、浴槽を備えていない場合であっても、当該入浴方法で安全かつ適切に入浴支援を行うために必要な入浴機器と入浴環境を備えている場合には、本加算の算定を可能とする。

清拭は認められない。

- なお、児童発達支援の一環で行われる水遊びや、洗身とはいえない、単にシャワーを浴びさせる等は入浴支援には当たらない。

(入浴支援加算)

問 入浴に係る費用について、保護者から実費として支払いを受けることは可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問4】

(答)

- 障害児通所支援等の提供に当たり、当該障害児通所支援等に係る利用者負担額のほかに給付決定保護者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、指定基準のほか、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日障発 0330 第31号。以下「本通知」という。)においてお示ししている。
- 給付決定保護者から費用の徴収を行うに当たっては、障害児通所給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないことが求められることから、事業所が入浴支援加算を算定している場合は、入浴に係る費用について保護者から実費として支払いを受けることはできない。
- 一方、事業所が入浴支援加算を算定していない場合は、入浴に係る費用について保護者から実費として支払いを受けることは可能である。なお、この場合においては、本通知に沿って対応すること。

(入浴支援加算)

問 入浴支援加算の月8回の算定上限は、事業所間で通算されるのか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問8】

(答)

- 入浴支援加算は、一事業所において、利用者一人につき月8回を限度としており、例えば、
 - ・ Aさんが事業所①と事業所②の両方を利用する場合、事業所①にお

いても事業所②においても、それぞれ月に8回まで算定可能（事業所①と事業所②とで合算する仕組みとはしていない）。

<共通（医療連携体制加算）>

問 医療機関等との連携に当たり、看護職員の訪問について医療機関と文書により契約を締結することが必要か。また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定していて、看護職員の範囲はどのように考えればよいか。【令和6年5月17日発出Q&A問28】

（答）

- 医療機関等と文書による契約を締結することとする。
「医療機関等」とは、例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で派遣される場合や医療保険又は介護保険上の指定を受けた訪問看護事業所が考えられる。

- なお、同一法人内の施設から派遣する場合は、法人内の医療体制に係る実施計画等を作成し、看護職員が配置されている本体施設に支障がないよう留意する必要がある。看護職員が派遣先で看護の提供や喀痰吸引等に係る指導を行った場合、当該業務に係る勤務時間は、同施設における常勤換算の時間数には含めないこと。

- このほか、事業所に配置される看護職員についても加算の対象とする。事業所を訪問する看護職員の範囲は、看護師、准看護師及び保健師とする。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問8

問 利用者に対する看護の提供時間によって、医療連携体制加算の報酬区分が異なるが、この看護の提供時間はどのように考えるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問29】

（答）

- 医療的ケアを必要としない利用者の場合は、利用者それぞれについて、直接に看護を提供した時間とし、医療的ケアを必要とする利用者の場合は、直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間

(看護職員が事業所に滞在した時間) とする。

○ なお、「直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間(看護職員が事業所に滞在した時間)」について、医療的ケアを必要とする利用者が事業所にいない時間帯は含めないこととし、例えば、医療的ケアを必要とする利用者が3時間サービスを利用し、看護職員が当該3時間を含めて計6時間事業所に滞在している場合は、看護職員が3時間事業所に滞在していたものとして取り扱う。

○ 具体的なイメージは次のとおり。

(例1) 以下の場合、看護の提供時間を6時間として取り扱う。

時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時
医療的ケアが必要な利用者	←————→					
医療的ケアが不要な利用者			←————→			
看護職員	←————→					

(例2) 以下の場合、看護の提供時間を次のとおり取り扱う。

- ・ 医療的ケアが必要な利用者への看護は3時間
- ・ 医療的ケアが不要な利用者への看護は6時間のうち、直接看護を提供した時間

時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時
医療的ケアが必要な利用者	←————→					
医療的ケアが不要な利用者	←————→					
看護職員	←————→					

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (令和3年3月31日) 問9

問 医療連携体制加算の必要性によって報酬区分が異なることにより、医師からの指示があれば医療的ケアを必要としない利用者に対する看護についても加算の算定が可能であるが、バイタルサインの測定のみを行う場合も加算の対象となるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問30】

(答)

- 利用者の状態によっては、バイタルサインの測定が医師からの看護の提供に係る指示によるものであれば加算の対象として差し支えなく、単にバイタルサインの測定のみを行うことをもって加算の対象外とはならない。

- また、医師からの指示書にバイタルサインの測定を行う目的や病態変化時のバイタルサインの変動等について記載してもらおう等、バイタルサイン測定の必要性の根拠を明確にすること。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問11

問 主治医からの医療的ケアの実施に係る指示を受けている利用者について、看護職員が事業所を訪問したが、サービス利用日に結果的に医療的ケアを行う必要がなかった場合は、加算の算定はできないのか。【令和6年5月17日発出Q&A問31】

(答)

- 医療的ケアを必要とする利用者に見守り職員を派遣しており、結果的に医療的ケアを必要としなかった場合であっても、医療的ケアを必要とする利用者に見守りを行ったものとして取り扱って差し支えない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問13

問 1人の看護職員が看護を提供可能な利用者数は、報酬区分によって8人又は3人とされているが、9人又は4人以上の利用者に対して看護を提供した場合については、どのように取り扱うのか。【令和6年5月17日発出Q&A問32】

(答)

- 看護を提供可能な利用者数を超える場合は、複数の看護職員で対応

すること。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（令和3年3月31日）問14

問 多機能型事業所の場合、加算の対象となる利用者の人数はどのように考えるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問33】

（答）

- 各サービスにおいて加算の対象となる利用者を合計して取り扱う。

- なお、生活介護又は自立訓練（機能訓練）を実施している多機能型事業所の場合は、医師及び看護職員の配置がされていることから、当該多機能型事業所の利用者（児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用者を除く。）については、医療連携体制加算を算定しない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1（令和3年3月31日）問15

問 看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員1人に対し1日につき算定可能な報酬区分の取扱いについて、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合はどのように請求すればよいか。【令和6年5月17日発出Q&A問34】

（答）

- 以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

500 単位 × 看護職員数	÷	当該月の事業所の利用者 のうち、 <u>たんの吸引等が 必要な利用者数</u>	＝	1人当たり単位数／日 ※ 1単位未満（小数点 以下）の端数については 「切り捨て」とする。
----------------	---	--	---	--

【例】4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500単位 × 2人) ÷ 3人 = 333.3単位
→ 333単位／日（4月1日分）
- ・ (500単位 × 1人) ÷ 3人 = 166.6単位

→166単位／日（4月20日分）
⇒333単位＋166単位＝499単位／月（4月分）
※（500単位×3人）÷3人＝500単位／月とするのではない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問16

問 看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う場合、当該看護職員が同一時間帯に看護の提供を行う事は想定されるか。【令和6年5月17日発出Q&A問35】

（答）

- 1人の看護職員が、同一時間帯に認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導と看護の提供を行なうことは想定されない。
- なお、当該看護職員が、利用者に対し看護の提供も行う場合は、認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導を行う時間を看護の提供時間から除外すること。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4（令和3年5月7日）問1

（医療連携体制加算Ⅶ）

問 主として重症心身事業所の基準人員である看護職員が、認定特定行為業務従事者の認定を受けた場合、加算対象となるのか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問19】

（答）

- 対象とはならない。

<共通（送迎加算）>

問 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。【令和6年5月17日発出Q&A問36】

（答）

- 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースであって、その内容が障害児支援利用計画に記載されており（*1）、学校と事業所間の送迎を行った場合に加

算を算定できる。

【具体的なケース】

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

- ①スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。
- ②スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。
- ③就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。
- ④その他、市町村が必要と認める場合（*2）。

* 1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

* 2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられる。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年8月31日）問109

問 病院や日中一時支援事業所への送迎、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎についても、送迎加算の算定対象となるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問37】

（答）

- 送迎加算の対象となる送迎については、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集合場所への送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはならない（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く）。
- なお、短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えない。

【参考】平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A VOL. 2（平成27年

4月30日) 問31

問 1回の送迎につき、10人の送迎を行っているが、そのうち1人について、同一敷地内への送迎を行った場合、全員について所定単位数の70%を算定するのか。【令和6年5月17日発出Q&A問38】

(答)

- 同一敷地内の者についてのみ、所定単位数の70%を算定する。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日) 問22

(送迎加算)

問 医療的ケアを必要とする重症心身障害児に対して看護師が付き添いで送迎を行った場合には、重症心身障害児及び医療的ケア児のいずれの区分も算定可能か(40単位+40単位で80単位とすることが可能か)。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問22】

(答)

- 医療的ケア児の区分のみを算定するものとする(40単位)。なお、医療濃度の高い児の場合には、中重度医療的ケア児の区分(80単位)を算定することが可能である。

(送迎加算)

問 医療的ケア児の送迎について、送迎時に医療的ケアの対応が見込まれない場合についても、看護職員等の付き添いは必須か。

また、看護職員等を配置していない場合や、送迎の際に看護職員等が同乗しない場合、医療的ケア児の区分の送迎加算の算定は可能か。

【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問23】

(答)

- 当該障害児の状態や必要とする医療的ケアを踏まえ、看護職員等の付き添いがなくても安全に送迎の実施が可能である場合には、必ず付き添いを求めるものではない。ただし、看護職員等が同乗しない場合には、医療的ケア児の区分による送迎加算は算定できない。

(送迎加算)

問 医療的ケアスコア 16 点以上の行為を必要とする重症心身障害児を送迎する場合であって、医療的ケアスコアの点数が受給者証に記載されていない場合に、医療的ケアスコアが 16 点以上であることを確認するため、市町村において医療的ケアスコアを記載した受給者証を発行する必要があるか。【令和 6 年 5 月 2 日発出 Q&A VOL3 問 7】

(答)

- 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和 6 年 4 月）」第 2 のⅢの 3 において、報酬に係る医療的ケア児（医療的ケアを要する重症心身障害児も含む）の判断については、「医療的ケアの判定スコアの調査」により医療的ケア区分及び医療的ケア判定スコアの点数を把握する必要があるとお示ししているところであり、給付更新等の機会に、順次手続きを進めていただきたい。
- ただし、受給者証に医療的ケアスコアの点数等が記載されるまでの間は、これまで同様、主治医により判定された医療的ケアスコアにおいて、16 点以上であることが確認できる書類を事業所が確認し、当該書類を事業所で保管していることで差し支えない。

<共通（延長支援加算）>

(延長支援加算)

問 個別支援計画に位置付けた支援時間（例：14:00～17:00 の 3 時間）について、利用者都合により開始時間が遅れた（例：15:00 から利用開始）場合、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援（例：17:00～18:00）はどのように取り扱うか。【令和 6 年 5 月 2 日発出 Q&A VOL3 問 1】

(答)

- 基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。
- そのため、問の場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。

(延長支援加算)

問 支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合(例: 9:00~11:00 を延長支援時間、11:00~17:00 を支援時間としていたが、10:45 に体調不良で急遽帰宅した)、どのように報酬を算定するか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問2】

(答)

- 延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提にその支援時間(5時間(放デイ平日は3時間))を超える延長支援時間を評価するものであるため、基本報酬を算定できない場合に延長支援加算のみを算定することはできない。
- 問の場合においては、欠席時対応加算の算定を可能とするが、この場合においても、障害児又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。

(延長支援加算)

問 営業時間外においても延長支援加算が算定できるのか(例: 9時~16時が営業時間であるが、8時から9時の1時間延長支援を行った場合に、1時間分の延長支援加算が算定できるのか)。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問3】

(答)

- 貴見のとおり。

(延長支援加算)

問 支援時間の前後1時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して2時間以上(123単位)の区分で算定するのか、それとも前1時間(92単位)・後1時間(92単位)の両区分をいずれも算定するのか。【令和6年5月2日発出 Q&A VOL3 問4】

(答)

- 延長支援の算定にあたっては、個別支援計画において1時間以上の延長支援を設定(支援時間の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも1時間以上で設定)し、必要な体制を設けることとしているが、実際に加算する単位の区分については、実際に要した支援時間を基本としている。
- そのため、実際に支援に要した時間を合計した2時間以上(123単位)

の区分で算定する。

- なお、支援時間の前後に延長支援を行う場合において、利用者の都合により、前後の延長支援のうち片方（ないし両方）の延長支援が1時間に満たない場合であっても、実際に支援に要した時間を合計して30分以上の延長支援が行われていれば、合計時間が該当する区分での算定が可能である。

<共通（関係機関連携加算）>

（関係機関連携加算）

問 電話により情報交換を行った場合は算定可能か。また、個別事案を事例としながら、地域の課題や支援体制などを議論・検討する会議に参加した場合に、本加算は算定可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問34】

（答）

- 関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、会議の開催又は参加による情報連携を基礎として評価を行うものであり、電話による情報交換のみをもって算定することは認められない。なお、会議の機会のみでなく、日頃からの連携体制を確保することを求めており、その際には電話による情報交換なども活用されたい。
- また、本加算は加算対象となる障害児に係る情報連携を評価するものであり、会議においては当該障害児に関しての具体的な情報共有や連絡調整が求められるところ、地域の課題を検討するための一事例として議論する会議については算定されない。

（関係機関連携加算）

問 関係機関連携加算は（Ⅰ）～（Ⅲ）において同一月内の実施による算定の可否等の併算定ルールがあるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問35】

- （Ⅰ）は保育所等施設との間で個別支援計画の作成又は見直しに係る会議を開催すること、（Ⅱ）は保育所等施設との間で（Ⅰ）以外の場合において、日々の児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は会議に参加することを評価するものであり、いずれも保育所等施設との間での情報共有を評価するものであるため、同一月においては、いずれか1回の算定に限る。

- また、(Ⅲ) は児童相談所等関係機関との間で児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は会議に参加することを評価するものであり、(Ⅰ) 又は (Ⅱ) と同一月に、それぞれ 1 回ずつ、算定することが可能である。なお、(Ⅰ) 又は (Ⅱ) と、(Ⅲ) の会議参加者が同一の場合においては算定できないこととする。

(関係機関連携加算)

問 関係機関連携加算(Ⅱ)は、障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合にも算定可能か。【令和6年3月29日 発出 Q&A VOL1 問36】

(答)

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第15条において「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない」と定められており、サービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算による評価を行わない(算定されない)。

(関係機関連携加算)

問 関係機関連携加算(Ⅲ)の連携先が、「児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関」とされているが、その他の関係機関として想定される機関は何か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問3】

(答)

- 保健師との連携を図る機会が多いことが想定されるため、その他の関係機関として、保健所、保健センターなどが想定される。

<共通(事業所間連携加算)>

(事業所間連携加算)

問 セルフプランにより利用される事業所の全てが同一法人による運営の場合、事業所間連携加算は算定できないとされるが、例えば同一法人運営の事業所が2、その他の法人による事業所が1の場合、同一法人運営の事業所はそれぞれの事業所で事業所間連携加算(I)と同加算(II)を算定可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問37】

(答)

- 可能である。

<共通(保育・教育等移行支援加算)>

問 保育・教育等移行支援加算について、1度退所した障害児がやむを得ない事情により同じ事業所に通所し、再度移行支援を行って保育所等に通うこととなった場合にも、保育・教育等移行加算を算定できるのか。【令和6年5月17日発出Q&A 問39】

(答)

- 保育・教育等移行加算については、同一の事業所において、同一の障害児に対して1度に限り算定できるものであり、何度も算定することはできない。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日) 問113

(保育・教育等移行支援加算)

問 退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った際に算定することを考慮し、退所後に障害児通所支援の利用が終了する児童に対して、一定期間のサービス有効期間を用いる必要があるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問38】

(答)

- 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合、サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間と終期月分として改めて請求すること。
- 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった(サービスの利用を終了した)場合、支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2

(令和3年4月8日) 問33を参照。

<児童発達支援>

(専門的支援実施加算)

問 児童発達支援センターで、「治療が必要な肢体不自由児」に、治療以外に計画的に個別的な支援を行う場合、加算の対象となるか。

また、専門的支援実施加算について、治療を行う児童発達支援センターにおいて、診療所の人員として配置している理学療法士等が、治療対象とならない児(肢体不自由児以外)に対して専門的支援を行うことは可能か。可能な場合、「治療」と「専門的支援」の実施時間に応じた勤務体制を示す必要があるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問40】

(答)

- 治療を行う時間帯以外であれば、加算の対象となる。
- 診療所での勤務時間と、児童発達支援センターの勤務時間が明確に分けられている場合には、算定が可能である。

(個別サポート加算Ⅰ)

問 対象となる児のうち、「重症心身障害児」以外については、手帳の交付を受けていることが算定の要件であり、診断書等は要件にならないものと考えて良いか。また、身体障害については、肢体不自由に限らず、内部障害等も対象になると考えて良いか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問43】

(答)

- お見込みのとおり。

(一元化)

問 福祉型の3類型(障害児、主として難聴児、主として重症心身障害児)が一元化されることになるが、同一敷地内で障害児の児童発達支援センターと、主として難聴児の児童発達支援センターを運営していた場合、一元化後は、一つの児童発達支援センターとして運営しなければならないか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問41】

(答)

- 同一敷地内において複数の事業所が1又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合には、1の指定障害福祉サービス事業所又は

1 の多機能型事業所として取り扱わなければならない。

- ただし、旧医療型児童発達支援事業所、旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所、旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所が一元化移行後も、同一敷地内において事業所ごとに運営が完全に独立している場合は、それぞれの事業所として取り扱うことができる。独立した事業所としての判断基準は、以下のとおりである。
 - ア サービスの提供が一体的に行われていない。
 - イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。
 - ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

(一元化)

問 児童発達支援センター類型の一元化により、肢体不自由児通所医療の受給者証への記載内容「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に変更があるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問42】

(答)

- 肢体不自由児通所医療費に関する記載内容に変更はない。

<主として難聴児経過的児童発達支援給付費>

(人工内耳装用児支援加算)

問 旧主として難聴児の児童発達支援センター(主として難聴児経過的児童発達支援給付費を算定する旧基準により運営するセンター)において、人工内耳装用児支援加算を算定する場合、言語聴覚士の配置の要件については基準として求められる人員(言語聴覚士4以上)の配置をもって満たすことが可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問24】

(答)

- 可能である。なお、言語聴覚士の配置や聴力検査室の設備のほか、医療機関との連携体制の確保や関係機関への支援など新たな要件が設定されており、これらを満たすことが求められることに留意すること。

<放課後等デイサービス>

問 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。【令和6年5月17日発出Q&A問40】

(答)

- 具体的には以下のことを指す。
 - ・ 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
 - ・ 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）
- なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

【参考】平成27年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL. 1（平成27年3月31日）問69

問 事業所の中に、休業日に利用している障害児と授業終了後に利用している障害児がいる場合、報酬はどうか。【令和6年5月17日発出Q&A問41】

(答)

- 個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後（休業日ではない）又は休業日の報酬体系により算定する。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日）問88

問 訪問教育を受けている障害児の場合、放課後等デイサービスの対象となるのか。対象となる場合、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合、報酬はどうか。【令和6年5月17日発出Q&A問42】

(答)

- 訪問教育については、就学児扱いとなるので、放課後等デイサービスの対象となり、訪問教育が行われていない平日にサービスを行った場合は、「休業日」として取り扱う。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年8月31日）問92

（個別サポート加算（Ⅰ））

問 個別サポート加算Ⅰについて、ケアニーズの高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合の30単位の加算について、強度行動障害児支援加算を算定している場合にも算定可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問7】

（答）

- 算定不可である。なお、個別サポート加算（Ⅰ）自体（ケアニーズの高い障害児（90単位）、著しく重度の障害児（120単位））は、強度行動障害児支援加算と併せて算定可能である。

（個別サポート加算（Ⅲ））

問 本加算の対象となる不登校の状態にある障害児は、事業所が判断すれば足りるのか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問49】

（答）

- 本加算は、不登校の状態にある障害児に対して発達支援を行うことに加え、学校及び家庭との連携を緊密に図りながら支援を進めることを要件としており、
 - ・ 事業所が、不登校の状態にあると考えた障害児について、
 - ・ 保護者の同意を得た上で、
 - ・ 学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された場合に、支援の取組を進めていくことを想定している。
- なお、取組の中では、月1回以上、学校と情報共有等を行うことを求めており、その際、障害児の不登校の状態について確認を行い、事業所と学校の間で、本加算による支援の継続の要否について検討を行うこととしている。

(自立サポート加算)

問 本加算の対象となる進路を選択する時期にある児童について、高校2年生・3年生を基本とされているが、例えば同様に進路を選択する時期であり、学校卒業後の生活を見据えた支援が必要な、中学校卒業後に進学しない児童や、高校を中退する予定の児童も対象となり得るか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問48】

(答)

- なり得る。この場合、卒業、中退などが予定される日から遡って1年間の期間を支援の対象期間とする（例えば中学校卒業後に進学しない児童の場合、中学3年生の期間を対象とする）。

(通所自立支援加算)

問 極めて近距離の通所は対象外とされているが、対象外となる場合の具体的な基準はあるか。例えば徒歩5分程度の距離の場合や、目視できる近距離ではあるが横断歩道をわたるなど支援の場面がある場合などはどうか。

また、居宅や学校から事業所への道のり全てにおいて支援を要するのか。例えば、学校から学校の送迎バスで近所のバス停まで送迎され、当該バス停から事業所まで通所自立支援を行った場合、算定可能か。

【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問44】

(答)

- 同一敷地内での通所はもとより、学校の目の前に事業所がある場合や、徒歩数分の距離の通所などについては、その間に横断歩道などの場面があるとしても、加算により評価する通所自立支援に当たるとは考えられず、本加算は算定できない。
- また、居宅や学校から事業所への道のりの途中までを別途の手段で移動し、途中の地点から事業所に移動する場合、それが日々変わるものでなく固定された通所経路である場合には、当該地点からの通所自立支援をもって本加算を算定し得る。ただし、この場合においても、極めて近距離の通所は対象外であることに留意すること。

(通所自立支援加算)

問 職員が付き添う場合、当該職員の乗車料金等を保護者から実費で徴収することは可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1 問45】

(答)

- 職員の乗車料金等について、保護者から徴収することはできない。

なお、障害児本人の乗車料金については、利用者側が準備して利用者側が負担の上、支援に当たること。

(通所自立支援加算)

問 徒歩又は公共交通機関以外の通所手段、例えば自転車で通所する場合にも本加算の算定は可能か。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問46】

(答)

- 可能である。通所手段については、障害児の状態や特性、通所経路、地域の交通事情等に応じて、徒歩又は公共交通機関以外の選択肢もあると想定される。ただし、通所手段も含め、安全性を確保した支援とする必要があることに留意すること。

- なお、本加算は自立した通所に向けた支援への評価であり、例えば、自転車の後部座席に乗せて送迎する場合など、支援の要素が乏しく送迎の要素の強い形態による場合には算定されない。

(通所自立支援加算)

問 通所自立支援を行う場合に従業者が付き添うことを必要としているが、指定基準により置くべき従業者に限るのか。また従業者の資格要件等の定めはあるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問47】

(答)

- 当該加算は学校・居宅等と事業所間の移動について、安全な通所を確保する観点から十分なアセスメントを行い、障害児の状態や特性を踏まえて自立して通所が可能となるよう計画的に通所自立支援を放課後等デイサービスの従業者が行った場合に算定するものである。

- 通所自立支援に当たる従業者は、指定基準により置くべき従業者に限ることを求めるものではないが、当該加算の主旨を踏まえて、適切に通所自立支援を実施できる従業者を配置いただきたい。

(通所自立支援加算)

問 通所自立支援加算による通所自立支援を行った時間(送迎に同行して支援を行った時間)は、放課後等デイサービスの提供時間に含まれるのか。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問8】

(答)

- 含まれない。

【居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

<共通>

問 保育所等訪問支援（居宅訪問型児童発達支援）の職員は、兼務は可能か。【令和6年5月17日発出Q&A問43】

（答）

- 同一人物が指定基準上必要とする職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の兼務の形態は可能である。
- 多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えていない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。

【参考】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日）問99

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（平成30年3月30日）問100

（基本報酬）

問 保育所等訪問支援において、30分未満の支援提供は原則基本報酬の算定対象外となったが、同一日同一の時間帯に同一の場所で複数の障害児に支援する場合には、それぞれ30分以上の支援提供が行われる必要があるのか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2問9】

（答）

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行うという保育所等訪問支援の趣旨から、個々のニーズに応じた適切な支援を提供するために、個々の障害児について必要な支援時間が確保されることが基本である。
- 一方で、保育所等訪問支援の対象となる複数の障害児が同じクラスに在籍している場合や同じ活動に参加している場合等には、明確に個々の障害児ごとに時間を区分せずに、同時並行的に行動観察を行な

うことや、障害児本人への支援などが行われることも想定される。

- このような場面では、活動時間等の事情により、必ずしも対象となる障害児ごとに30分以上の支援時間を確保できない場合があっても差し支えないが、その場合であっても、障害児ごとのニーズに応じた支援内容が十分に担保される必要があることに留意すること。
- なお、限られた訪問支援時間において、障害児ごとのニーズを踏まえて、同時並行的に支援を行うことが可能な人数は2名までとする。それを超えた複数の障害児に対して同時並行的に支援を行う必要がある場合には、中核機能強化（事業所）加算の中核機能強化職員による地域支援や、地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業等の活用を検討されたい。

（訪問支援員特別加算）

問 要件として求められる業務従事歴について、年数としてカウントするための配置要件や日数要件はあるか。例えば非常勤で、月1日でも勤務したら「1年」とカウントできるのか。

特に、保育所等訪問支援においては、「指定保育所等訪問支援等の業務に従事した期間」の要件があるが、例えば訪問支援を年1回でも行っていたら「1年」とカウントできるのか。なお、指定保育所等訪問支援以外の業務（「等」の業務）としてどのような業務が含まれるのか。

さらに、資格取得やその職種で配置される以前の経験をカウントすることは可能か。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問51】

（答）

- 雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上勤務があることを想定している。
- 保育所等訪問支援等の業務に従事した期間については、保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき地域の保育所や障害児通所支援事業所等に対して助言・援助を行う業務を含むものとしており、巡回支援専門員の業務や療育等支援事業による業務などが想定される。
- これらの業務に従事した期間については、訪問支援を実施した日が1年あたり60日以上あることを想定している。

- 本加算においては、資格取得やその職種で配置される以後の経験をカウントするものとし、それ以前の経験は含まない。

(訪問支援員特別加算)

問 要件として求められる「障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務」の従事歴に、医療機関や教育現場での医療的ケア児や障害児に対する業務経験は含まれるか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 52】

(答)

- 含まれる。

(多職種連携支援加算)

問 職種の異なる2名の訪問支援員が、同一日同一の時間帯に同一の場所で2名の障害児に対して支援を行った場合において、それぞれの障害児について多職種連携支援加算の算定は可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 10】

(答)

- 算定は可能である。
- ただし、本加算の算定に当たっては、アセスメントを踏まえて、職種の異なる訪問支援員による支援が必要とされた場合に、個々の障害児の状態や特性に応じた必要な職種の組み合わせにより、計画的に実施するという本加算の趣旨を踏まえ、職種の組み合わせ等、障害児ごとのニーズを踏まえた支援提供が可能な体制であるか否かについては十分に検討をすること。
- なお、職種の異なる2名の訪問支援員により支援を行う場合においても、同時並行的に支援を行うことが可能な人数は2名までとする。

<居宅訪問型児童発達支援>

問 児童発達支援等の通所施設への移行のため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合に、報酬は児童発達支援事業所と居宅訪問型児童発達支援事業所の双方が算定可能か。【令和6年5月17日発出 Q&A 問 44】

(答)

- 居宅訪問型児童発達支援については、居宅において支援を提供した

場合に算定するものであるため、この場合は児童発達支援事業所のみ算定できる。

- なお、居宅訪問型児童発達支援事業所は、通所施設移行支援加算の算定は可能である。

【参考】平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日）問 99

問 居宅訪問型児童発達支援について、インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。
【令和 6 年 5 月 17 日発出 Q&A 問 45】

（答）

- 感染症にかかった場合に重症化するリスクが高い場合においては対象となり得るが、医師の意見等に基づき個別に判断されたい。

【参考】平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日）問 98

（居宅訪問型児童発達支援）

問 居宅訪問型児童発達支援について、インフルエンザ等の感染症流行期においてのみ外出が著しく困難となる場合にも、対象となるのか。
【令和 6 年 6 月 6 日発出 Q&A VOL5 問 1】

（答）

- 居宅訪問型児童発達支援については、外出することが著しく困難な障害児（18 歳未満）に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を提供するものであり、精神障害や行動障害により外出や集団生活が著しく困難である障害児（就学児含む）はこの対象になり得る。
- なお、こうした居宅訪問型児童発達支援を行うに際しては、障害児相談支援事業所による相談支援を求めており、児童の状態を見極めながら、できる限り、段階的に障害児通所支援等へつなげていく等（※）、集団生活への移行を念頭においた支援を行っていくことが望まれる。
- また、集団生活への移行支援に際しては、医師や児童相談所の意見書等の客観的な評価も参考にしながら、児童に適した必要な支援を提供していくことが重要である。

（※）居宅訪問型児童発達支援は、対象者が、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受ける

ために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせる通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えないこととしている。(令和6年3月29日付事務連絡別添「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」及び令和2年6月26日付事務連絡「居宅訪問型児童発達支援の実施について」を参照。)

(居宅訪問型児童発達支援)

問 精神障害や行動障害により外出や集団生活が著しく困難である障害児(就学児含む)は、居宅訪問型児童発達支援の対象になり得るとされているが、ここでの「外出」とは、学校への登校も含むと考えて良いか。【令和6年6月6日発出 Q&A VOL5 問2】

(答)

- 学校への登校も含むものとして差し支えない。
- ただし、学校に登校できない状態のみをもって支援の対象とするものではないことから、具体的な取扱いについては、平成30年3月6日付事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて」を参照されたい。

<保育所等訪問支援>

(基本報酬(保育所等訪問支援))

問 保育所等訪問支援において、30分未満の支援提供は原則報酬の算定対象外となったが、保護者へのフィードバックを行う時間は支援提供時間に含まれるのか。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問50】

(答)

- 含まれない。

問 平成23年以前の改正前児童福祉法に基づく旧知的障害児施設における勤務年数も訪問支援員特別加算の算定要件の実務経験に含めてよいか。【令和6年5月17日発出 Q&A 問46】

(答)

- 「これに準ずる施設」として勤務年数に含めることとして差し支えない。

【参考】平成27年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A VOL. 1 (平成27年3月31日) 問68

【障害児入所支援関係】

<共通>

問 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問47】

(答)

- 主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別（知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害）に応じた基本報酬を算定できる。
- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要である。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年8月31日）問119

(強度行動障害児特別支援加算)

問 加算の開始から90日以内の期間についての700単位の加算について、改定前の強度行動障害児特別支援加算を算定していた場合、その起算点はいつからとなるか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2問12】

(答)

- 改定前の強度行動障害児特別支援加算の算定を開始した日を90日の起算点とする。

問 ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーについて、業務に支障がない範囲で、当該職員を夜勤に従事する職員として配置することは可能か。【令和6年5月17日発出Q&A問48】

(答)

- ソーシャルワーカーは専ら地域移行に係る業務を行うために配置することを要件としており、その他の業務に従事することは認められない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問72

問 ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーは、福祉専門職員配置等加算の算定要件である社会福祉士の人数に含めることができるか。【令和6年5月17日発出Q&A問49】

（答）

- できない。

- 福祉専門職員配置等加算の算定要件は、直接処遇職員である児童指導員に占める社会福祉士等の割合が100分の35以上であること等としており、ソーシャルワーカー配置加算を算定する上で配置したソーシャルワーカーは、専ら地域移行に係る業務を行うものであり、福祉専門職員配置等加算の算定要件に該当しない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問73

（家族支援加算）

問 自宅での宿泊体験で体験利用支援加算（I）を算定する場合、家族に対して助言援助を行った場合には、家族支援加算も同時に算定できるのか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2問13】

（答）

- 家族に対しての相談援助は、体験利用支援加算にて評価しており、本加算は算定できない。

（要支援児童加算）

問 同一児童に対する算定期間の限度（入所後何年以内など）はあるか。【令和6年3月29日発出Q&A VOL1問53】

（答）

- 期間の限度は設定していない。

(要支援児童加算)

問 要支援児童加算（Ⅰ）（児童相談所等の関係機関と連携し入所支援を行った場合の評価）について、入所支援計画を作成又は変更する際の個別支援会議に関係機関が参加した場合も、算定可能か。【令和6年4月12日発出 Q&A VOL2 問 11】

(答)

- 算定可能である。

(小規模グループケア加算)

問 小規模グループケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）について、令和6年度の報酬改定において「小規模グループケアの各単位における実人数で算定するものである。」となったが、小規模グループケアで一時保護や空所型の短期入所を受け入れた場合、一時保護や短期入所の児童も人数に含め実人数を算定するのか。【令和6年6月6日発出 Q&A VOL5 問 5】

(答)

- 本加算は、障害児に対し小規模グループによる指定入所支援を行った場合に、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであり、障害児入所施設に入所する児童を対象とした加算である。そのため、一時保護や短期入所の利用者については、実人数には含めない。
- なお、本加算の算定をしている障害児入所施設において、一時保護や空床型の短期入所を受入れる場合には、一時保護や短期入所の児童への支援を行うのに必要な体制等を確保しつつ、「できる限り良好な家庭的環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行う」という本加算の趣旨を鑑み、入所児童に対して必要なケアが十分に提供されるよう配慮すること。

(経過的サービス費)

問 福祉型障害児入所施設において18歳以上の者に給付されていた経過的サービス費について、令和6年3月31日までの経過措置とされていたが、令和6年4月以降の取扱い如何。【令和6年3月29日発出 Q&A VOL1 問 54】

(答)

- 経過的サービス費は、令和6年3月31日の経過措置期間の満了に伴い廃止された。

- なお、改正児童福祉法（令和6年4月施行）において、①障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する、②強度行動障害を有する者などについて23歳に達するまで入所継続を可能とする制度見直しが行われている。
- 障害児入所施設における成人としての生活に向けた移行支援については、移行支援計画の作成とそれに基づく支援を求めるとともに、関係機関連携や体験利用支援に関して新たな加算を創設したところであり、これらを活用して移行支援を進められたい。

<福祉型障害児入所施設>

問 小規模グループケアを担当する職員は常勤でなければならないのか。【令和6年5月17日発出Q&A問50】

（答）

- 常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象として差し支えないものとする。

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日） 問123

<医療型障害児入所施設>

問 医療型障害児入所施設については、医療機関として院内感染対策のための委員会の開催・指針の策定・研修の実施等が義務づけられている一方で、児童福祉施設基準第10条第3項により感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催等が義務づけられているが、院内感染対策のための委員会とは別に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催する必要があるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問51】

（答）

- 医療型障害児入所施設において医療機関として開催している院内感染対策のための委員会において、指定基準で義務づけられた感染症及

び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する場合については、児童福祉施設基準で義務づけられた感染症等対策のための委員会の開催の措置を講じているものとして差し支えない。

- また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針、研修、訓練についても同様に取り扱って差し支えない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）問74

問 医療型障害児入所施設は、主として自閉症児を入所させる施設、主として肢体不自由児を入所させる施設及び主として重症心身障害児を入所させる施設があるが、強度行動障害児特別支援加算を算定できるのはいずれの施設か。【令和6年5月17日発出Q&A問52】

（答）

- いずれの施設についても算定可能である。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和3年4月8日）問42

問 入所給付決定を90日とされた場合で、91日目以降退所することなく引き続き入所する必要がある場合には、どの基本報酬を算定するのか。【令和6年5月17日発出Q&A問53】

（答）

- 「有期有目的の支援の場合」であって、入所給付決定の有効期間終了後も退所することなく引き続き入所する必要がある場合は、当該入所が継続しているものとして有期有目的の支援の場合の基本報酬を算定することとし、入所日数については、当初の入所日を起算点として入所日数に応じた基本報酬を算定する。
- 例えば、90日の有期有目的の支援の場合で91日目以降も引き続き入所する場合、新たに入所給付決定が行われることとなるが、91日目は、報酬上「91日目以降180日目まで」の基本報酬を算定し、さらに180日を超える場合には、「181日目以降」の基本報酬を算定する。

【参考】平成27年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL.1（平成27年3月

31日) 問75

問 有期有目的の支援の場合の基本報酬を算定している場合、地域移行加算は算定できるのか。【令和6年5月17日発出Q&A問54】

(答)

- 「有期有目的の支援の場合」の基本報酬については、退所後の関係機関との連携等も含めて評価していることから、入所中の地域移行加算は算定できないが、退所後の地域移行加算は算定できる。

- ただし、有期有目的の支援の場合に限らず、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は入所中又は退所後に限らず算定できない。

【参考】平成27年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A VOL. 1 (平成27年3月31日) 問76

【横断事項】

(中核的人材養成研修) ※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2 問11と同様

問 中核的人材養成研修について、令和9年4月以降の実施方法等はどのようにになるのか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問14】

(答)

- 中核的人材養成研修については、告示上、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。）」としているところである。

- 令和9年4月以降の研修の実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和8年度末までに改めて示すこととしている。

(集中的支援加算)※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問12と同様

問 広域的支援人材が集中的支援実施計画を作成する際に利用者と生活環境のアセスメントを実施する場合にも集中的支援加算(I)を算定できるとされているが、具体的にはいつ請求するのか。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問15】

(答)

- 集中的支援開始後、速やかに請求するものとする。なお、この場合においても1月に4回の算定回数に含まれることに留意すること。

(集中的支援加算)※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問13と同様

問 集中的支援加算(II)(居住支援活用型)を算定する場合において、利用者が利用していたサービスの支給決定や利用契約の取扱如何。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問16】

(答)

- 居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、支給決定自治体が必要な支給決定の手続きを進めることとなるが、当該加算においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、必要な支給決定を残しておく等、円滑なサービス利用を図ること。

また、例えば障害児入所施設を利用する障害児に対して、別の障害児入所施設を活用した居住支援活用型の集中的支援を実施する場合には、元の障害児入所施設に戻ることを前提に利用契約を解除せずに残すなど、必要な対応を行うこと。

(集中的支援加算)※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問14と同様

問 集中的支援加算(II)(居住支援活用型)を算定する場合において、利用者が利用していた事業所等の役割如何。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問17】

(答)

- 居住支援活用型の集中的支援は、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者に対して、居住の場を移して集中的支援を実施するものであり、当該児者が集中的支援を受けた

後は元の事業所等に戻ることを基本としている。

したがって、当該児者を受け入れて集中的支援を実施する施設・事業所が、広域的支援人材の助言援助の下でアセスメントや環境調整等に取り組むに当たっては、元の事業所等の職員も積極的に参画し、集中的支援の実施後に円滑に支援が再開できるよう、支援の内容を引き継いでいくことが重要である。

なお、広域的支援人材が作成する集中的支援実施計画においても、集中的支援実施報告書に基づく引き継ぎも含め、あらかじめ集中的支援終了後に当該児者が利用する事業所等への支援も記載し、円滑な引き継ぎ等を行うことが重要である。

(集中的支援加算)※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問15と同様

問 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、広域的支援人材が集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合に、当該支援を行った日は加算(Ⅰ)の算定は可能か。可能である場合、訪問ではなくオンラインによる助言援助の場合でも可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問18】

(答)

- 集中的支援実施計画に基づいて、居住支援活用型の集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合も算定可能である。

なお、居住支援活用型の集中的支援を活用する場合(加算(Ⅱ))においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、広域的支援人材が作成する集中的支援実施計画において、集中的支援実施報告書に基づく引き継ぎも含め、あらかじめ集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への支援も記載しておくこと。

また、加算(Ⅰ)の算定は、訪問又はオンラインを活用することを認めているので、オンラインによる助言援助の場合も算定可能である。

(集中的支援加算)※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問16と同様

問 集中的支援加算の算定期間終了後、再度、当該加算を活用して集中的支援を実施することは可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問19】

(答)

- 集中的支援加算については、集中的支援を開始した日の属する月か

ら起算して3月以内の期間に限り所定単位数を加算することとしており、この期間内に終了することが必要である。ただし、何らかの事情により、その後も再び集中的支援の必要がある場合には、再度、集中的支援の実施に必要な手続きを踏まえて実施することは可能である。この場合、前回の実施報告書を基に関係者において十分に集中的支援の必要性について検討を行い、改めて集中的支援実施計画を作成の上で取り組むことが必要である。

(集中的支援加算)※厚生労働省発出令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 問17と同様

問 広域的支援人材に加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこととされているが、加算による額と異なる額とすることは可能か。【令和6年4月12日発出Q&A VOL2 問20】

(答)

- 基本的には加算による額を広域的支援人材に支払うことを想定している。加えて、個別の状況によって必要な費用等が異なることから、加算による額を上回る額とすることは差し支えない。